

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	6
<u>第 2 会期の決定</u>	6
議長の諸般報告	6
町長の行政報告	7
<u>第 3 報告第 2号 専決処分の報告について</u>	10
<u>第 4 報告第 3号 継続費繰越計算書について</u>	10
<u>第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について</u>	11
<u>第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について</u>	11
<u>第 7 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について</u>	11
<u>第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて</u>	11
<u>第 9 議案第27号 利府町町税条例の一部を改正する条例</u>	11
<u>第10 議案第28号 利府町地区計画区域内における建築物の 制限に関する条例の一部を改正する条例</u>	11
<u>第11 議案第29号 平成29年度利府町一般会計補正予算</u>	11
<u>第12 議案第30号 工事請負契約の締結について</u>	12
<u>第13 議案第31号 工事請負変更契約の締結について</u>	12
<u>第14 議案第32号 指定管理者の指定について</u>	12
<u>第15 議案第33号 町道の路線認定について</u>	12
<u>第16 議案第34号 利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を 4分の1以上とすることについて</u>	13
<u>第17 議案第35号 利府町農業委員会委員の任命について</u>	13

平成29年6月定例会会議録（6月13日火曜日分）

第18	議案第36号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第19	議案第37号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第20	議案第38号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第21	議案第39号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第22	議案第40号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第23	議案第41号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第24	議案第42号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第25	議案第43号	利府町農業委員会委員の任命について	13
第26	議案第44号	人権擁護委員候補者の推薦について	13
第27	請願第1号	厚生年金・国民年金等の削減をやめ、 最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書	15
第28	一般質問		
	遠藤紀子	議員	19
	1	インバウンド誘致に乗り遅れないために	
	2	本が好きな子どもになるために	
	安田知己	議員	36
	1	就学援助について	
	2	児童クラブについて	
	3	通学路の安全について	
	後藤哲	議員	57
	1	ごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度について	
	2	障がい児を支える通級指導について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子君	2番	西澤文久君
3番	後藤哲君	4番	小淵洋一郎君
5番	安田知己君	6番	木村範雄君
7番	土村秀俊君	8番	吉岡伸二郎君
9番	高久時男君	10番	鈴木忠美君
11番	吉田裕哉君	12番	永野渉君
13番	及川智善君	14番	遠藤紀子君
15番	渡辺幹雄君	16番	郷右近隆夫君
17番	羽川喜富君	18番	櫻井正人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	折笠浩幸君
政策課長	小幡純一君
財務課長	高橋三喜夫君
税務課長	阿部智子君
町民課長	伊藤智君
生活安全課長	櫻井浩明君
保健福祉課長	菅井百合子君
子ども支援課長	阿部義弘君
都市整備課長	櫻井昭彦君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	高橋徳光君
上下水道課長	大友政一君

平成29年6月定例会会議録（6月13日火曜日分）

震災復興推進室長	村田政文君
収納対策室長	高橋信君
文化複合施設推進室長	菅野勇君
会計管理者兼会計室長	櫻井やえ子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	佐藤博昭君
教 育 総 務 課 長	庄司幾子君
生涯学習課長	庄子敦君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井涉君
主 任 主 査	利玲子君

議 事 日 程 （第1日）

平成29年6月13日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 3号 継続費繰越計算書について
- 第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第27号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第28号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 第11 議案第29号 平成29年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第32号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第33号 町道の路線認定について
- 第16 議案第34号 利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて
- 第17 議案第35号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第36号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第37号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第38号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第39号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第40号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第41号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第42号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第43号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 請願第1号 厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書
- 第28 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年6月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員**の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番西澤文久君、3番後藤 哲君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井正人君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしてあります審議予定表のとおりであります。

また、6月定例会から9月定例会までクールビズでまいりたいと思います。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（櫻井正人君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私より**諸般報告**を申し上げます。

初めに、行政視察及び広報視察受け入れでございますが、4月24日の富谷市議会を初め4市町の議会が来庁され、各種取り組みなどについて研修を行っております。

4月26日、行政区長と議員の合同研修会を十符の里プラザで開催し、研修後、行政区長と意見交換を行い、地域課題等について活発な意見交換が行われました。行政区長23名、議員18名

が出席しております。

また、5月12日から14日までの3日間、顔が見える議会を目指し、5回目の議会報告会を町内12会場にて開催しております。農繁期の多忙な時期にもかかわらず、133名の町民の皆様に参加を賜り、有意義な報告会になりました。

常任委員会先進地視察研修ですが、5月16日から17日まで総務財務常任委員会が、インターネットを活用した情報発信についてを調査項目とし、所管事務調査を行っております。

次に、5月31日、全国町村議会議長副議長研修会が東京の中野サンプラザホールにて開催され、町村議会が果たす役割の重要性を再認識し、一層の活性化に資することを目的とした研修が行われました。

最後に、私ごとであります。5月23日宮城黒川地方町村議会議長会の臨時総会が松島町で、また、6月5日宮城県町村議会議長会の臨時総会が自治会館で開催され、役員改選により両町村議長の会長に御推挙いただきました。身に余る光栄であり、職責の重かつ大なることを痛感いたしております。皆様の御期待に沿えるよう重責を全うしてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては別紙のとおりでありますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告が5件、承認が1件、議案が18件提出されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 改めておはようございます。諸般の行政報告に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議長から御報告がありましたが、櫻井議長におかれましては宮城黒川地方町村議会議長会並びに宮城県町村議会議長会それぞれの役員改選におきまして、会長職につかれましたことを心からお祝い申し上げます。これまでの経験を生かされ御活躍されることを心から御期待を申し上げたいと思います。

さて、先般、世界中に衝撃を走らせた北朝鮮の新型中長距離ミサイルの発射実験ですが、一部報道では今回の実験成功によってアメリカ領のグアムまでが射程圏内となる可能性があるとの見解も出されております。この緊急事態に対応するため、日本政府だけでなく世界各国が北朝鮮の脅威に対して警戒感を強め、さらにはそれぞれの立場での圧力や制裁を努めてお

ります。また、国内でもあらゆる手段で国民の生命・財産を守るべく全国瞬時警報システム Jアラートによる情報伝達や携帯電話へのエリアメール、緊急速報メールなどにより確実に情報を届けるとともに、避難を呼びかけることといたしております。先日、北朝鮮のミサイル発射兆候を捉えて一時ではありますが、国のほうから Jアラートの伝達の通達がありました。あわやこの Jアラートの情報伝達の警報が鳴る寸前でございました。町といたしましても町民の皆様様の生命を守るために、有事の際に遅延することなく情報を確実に伝達できるように、国や県と連携して準備してまいりたいと考えております。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、復旧・復興事業に関してでございますが、浜田地区におきましては3月定例会で御承認を賜りました防潮堤整備工事や雨水流末水路整備工事に着手するとともに、須賀地区におきましては4月28日に避難場所の整備が完成し、避難施設整備工事にも着手をしております。今後も震災復興計画に掲げる各種事業の早期実現に向け、引き続き地区住民の皆様様の御理解をいただきながら復興への歩みを着実に進めてまいります。

次に、町制施行50周年記念事業に関してでございますが、4月15日に生涯学習センター前を会場に、新たな行事として「第1回利府街道まつり」が開催され、多くの参加者でにぎわいました。また、4月17日、19日には藤田地区にある「夫婦ざくら」を背景に、結婚50周年となる夫婦4組の記念写真撮影を実施いたしました。さらに、5月26日には総合体育館を会場に、NHKラジオ「ふるさと自慢うた自慢」の公開収録を実施いたしまして、町内外から約1,000人の方々に御来場をいただきました。当日は、50周年記念にふさわしい思い出に残るイベントとして御満足いただけたものと考えております。この収録は、NHKラジオ第1で7月1日と8日の二日間にわたって午後4時5分から放送されますので、ぜひお聞き取りいただければと思います。今後も、この節目の年を町民の皆様とともに祝い、次の半世紀の飛躍の原動力となるような事業を実施してまいりたいと思います。

続きまして、地方創生に関してでございますが「利府町まち・ひと・しごと創造ステーション t s u m i k i」は、開所から半年が経過いたしました。創業セミナーや各種イベントの開催、情報誌やSNSでの情報発信等により認知度も高まり、町内外から多くの方々が訪れるなど利用状況も順調に推移しております。今後も、人づくり、仕事づくり、愛着づくり、にぎわいづくりを一体的に推進しながら、本町ならではの地方創生を目指してまいります。

次に、総合情報システムの更新に関してでございますが、住民情報を扱う基幹系システムについて、公募型プロポーザル方式により、広く企画提案を募集いたしましたところ3社から応

平成29年6月定例会会議録（6月13日火曜日分）

募がありました。選考審査に当たりましては、知見、技術、実績、経費等の総合的な基準から評価を行いました。本事業に最も適した者として、株式会社TKCを優先交渉権者に選定いたしました。今後も高品質でコスト削減効果の高い総合情報システムへの転換に努めてまいります。

続きまして、文化複合施設の整備に関してでございますが、5月末に実施設計業務が完了しております。また、5月18日には整備用地の地権者説明会を開催しております。現在は、用地の取得に向けまして不動産鑑定評価及び移転が必要な物件の補償調査業務を実施するなど、本年度中に造成工事に着手できますように準備を進めてまいります。今後も町民の皆様の御意見を取り入れながら、施設の管理運営の方針を検討するなど、広く親しまれる施設となるように鋭意準備を進めてまいります。

続きまして、都市計画に関してでございますが、組合施行により土地区画整理事業が行われております新中道地区は、4月から宅地分譲が始まり、住宅の建築も進められております。また、地区計画により土地利用を誘導している新太子堂地区についてもスーパーやドラッグストアなど、新たな商業系の店舗が4月にオープンし、大きなにぎわいを見せております。今後も商業系や住居系の土地利用を推進いたしまして、定住促進に向けた良好な市街地の形成を図ってまいります。

次に、町営墓地及び新斎場に関してでございますが、「町営たてやま霊園」につきましてもは町民の要望に対応するために区画墓地の増設に係る設計業務を3月に完了いたしまして、現在、工事の早期着手に向け準備を進めておるところであります。なお、これまでの赤沼丹波沢地区への移転建設を予定しておりました「新斎場」につきましてもは、さまざまな課題の解決が見込めないとの理由から、4月18日に開催された塩釜地区広域行政連絡協議会におきまして移転建設予定地を森郷字名古曾地内に変更し、今後、調整を進めていく方針となりました。

続いて、子育て支援に関してでございますが、昨年度から整備を進めてまいりました民設民営による「アスク利府保育園」が4月1日に開園いたしまして待機児童の解消が図られております。また、児童クラブにつきましても4月から対象児童の年齢を小学6年生まで引き上げるとともに、利府第二小学校の児童クラブ及び第三小学校の児童クラブのサテライトを整備いたしまして、6月1日から運営を開始しております。今後、青山小学校児童クラブのサテライトにつきましても7月中に運営を開始できるように準備を進めてまいります。

次に、福祉関係でございますが、介護保険制度の改正によりまして、高齢者の介護予防や日常生活での自立支援を目的といたしました新総合事業を4月1日から開始しております。この

事業におきましては、介護認定を受けなくても訪問介護、通所介護サービスを利用できる町独自の「介護予防・生活支援サービス事業」や「一般介護予防事業」を新設しております。今後も高齢者の方々が、住みなれた土地でいつまでも自分らしい生活ができるように、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりに努めてまいります。

最後に、学校関係でございますが、利府小学校の校舎建替え事業につきましては、児童・保護者・近隣住民の安全面を配慮しながら、6月末までに既存校舎を解体いたしまして、7月から新校舎の建築に着手できるように工事を進めております。また、しらかし台中学校のトイレ改修事業につきましても、校舎西側トイレの改修を夏休み中に完了させ、順次、校舎東側と体育館トイレの改修に着手できるように工事を進めてまいります。今後も利府町の未来を担う子供たちが快適に学べる教育環境の整備に努めてまいります。

以上は要点のみでございますが、その他の主な事業につきましては別紙のとおりとなっておりますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。平成29年6月13日。利府町長 鈴木勝雄。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 2号から

日程第 26 議案第 44号まで

○議長（櫻井正人君） 日程第3、報告第2号から日程第26、議案第44号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております報告5件、承認1件、議案18件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第2号、専決処分の報告について**でございますが、昨年7月8日町道沢乙1号線の路面破損により車両のタイヤ及びホイールに損傷を与えた事故について、町の負担割合が5割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。なお、損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険によって全額補填されることになっております。

次に、**報告第3号、継続費繰越計算書について**でございますが、継続費を設定している須賀中倉線道路整備事業、須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業、利府小学校校舎建替え事業の

3事業について、平成29年度に通次繰り越したものを報告するものでございます。

次に、報告第4号及び報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてでございますが、3月定例会におきまして議決をいただいた一般会計に属する16件の事業、下水道特別会計に属する1件の事業について、平成29年度に繰り越したことを報告するものでございます。

次に、報告第6号、事故繰越し繰越計算書についてでございますが、浜田地区浸水防護施設整備事業における防潮堤整備工事について、工事着手後に一部区間において岩盤が想定していたよりも高い位置にあることが判明いたしまして、杭及び矢板打設工事の作業効率が低下したことに伴いまして工事が遅延し、平成28年度内に完了できなかったことから別紙繰越計算書のとおり平成29年度に繰り越したことを報告するものでございます。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第27号、利府町町税条例の一部を改正する条例とは関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、利府町町税条例及び利府町国民健康保険税条例の改正が必要になったものでございます。法律等の施行がことしの4月1日の箇所につきましては、課税上緊急を要することから承認第1号のとおり地方自治法の規定により専決処分したもので、同法の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。その改正の主な内容についてでございますが、利府町町税条例については地方税法の改正により行われる軽自動車税の軽減税率の延長や固定資産税の課税標準の特例割合などの規定の整備を行うものでございます。また、利府町国民健康保険税条例につきましては、政令の改正に合わせまして国民健康保険の負担の適正化を図るために、低所得世帯への軽減措置を拡充するものでございます。

次に、議案第27号につきましては、この法律により平成31年1月1日に施行される地方税法附則第3条の3の改正に合わせまして、利府町町税条例の規定を改正するものでございます。

次に、議案第28号、利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成29年3月15日に仙塩広域都市計画地区計画の変更を行った新中道地区計画について、事業進捗に伴いまして新たに地区整備計画を定めるとともに、当該事業の土地利用計画との整合を図るために、地区計画の制限の変更を行ったことから本条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第29号、平成29年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきま

しては既定の歳入歳出予算の総額で7,169万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を135億1,169万2,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、心のケアハウス自動車賃貸借事業を初めとして3件を追加するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、財務課長から補足説明させますので、よろしくお聞き取りを願いたいと思います。

次に、**議案第30号、工事請負契約の締結について**でございますが、本工事は津波や高潮から須賀地区の皆様生命と財産を守るために進めております須賀地区水門機械設備のその2工事でございますが、主な工事内容といたしましては、昨年12月定例会において議決をいただき減工いたしました副水門や自家発電装置の作成を行い、主水門及び副水門をそれぞれ設置するものでございます。

なお、本工事の契約に関しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件つき一般競争入札を執行いたしまして、落札者を決定しております。主な入札参加条件といたしましては、宮城県内に本店、支店等を有していること、また本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を機械器具設置工事の総合評価値1,000点以上のAクラスの業者といたしております。

次に、**議案第31号、工事請負変更契約の締結について**でございますが、本契約は平成28年10月臨時会において議決をいただきました須賀地区水門土木工事の第2回目の変更を行うものでございます。主な変更の理由でございますが、仮設工における国道45号の歩道切り下げにおいて、道路管理者である国土交通省との協議の結果、夜間施工となっていることから、歩道切り下げに係る施工費が夜間割り増しとなったものでございます。また、作業体制については、当初曳航で24.9海里で計上いたしておりましたが、近隣での確保及び返却ができなくなったために、往路復路とも東京湾までの310海里の回航に変更するとともに、当初設計時の想定岩盤線との現地状況の一部において差異があったことから、追加でボーリング調査を増工するものでございます。

続いて、**議案第32号、指定管理者の指定について**であります。平成29年10月1日から5年6カ月間、浜田漁港及び須賀漁港の指定管理者を塩釜市漁業協同組合に指定しようとするものでございます。

次に、**議案第33号、町道の路線認定について**であります。今回認定する7路線につきましては、新中道土地区画整理事業により新設された路線であります。隣接地の分譲が開始された

部分について、土地区画整理法第106条第3項の規定により本町に移管されたことに伴いまして認定するものでございます。

次に、議案第34号、利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについてでございますが、農業委員会等に関する法律が昨年7月から施行され、農業委員の選出方法が今回から推薦公募による町長の任命制に変わり、任命に当たっては認定農業者等の割合が委員の人数の過半数を占めるようにしなければならない規定があります。本町におきまして、現農業委員会の任期が平成29年7月19日をもって満了となることから募集したところ、候補者9名の届け出がありましたが、認定農業者数が3名で割合の過半数を占めないことから、農業委員会等に関する法律第8条第5項にただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、利府町農業委員会委員に占める認定農業者の割合を4分の1以上とすることについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第35号から議案第43号までの、利府町農業委員会委員の任命についてでございますが、新たに9名の任命をすることにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。なお、農業委員会の委員選任に関する規則第5条の規定により、利府町農業委員会候補者評価委員会を設置いたしまして実行組合等からの団体推薦8名及び一般応募1名の計9名の候補者の評価を実施したところ、適格と判断したものでございます。

次に、議案第44号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員であります大友 悟氏の任期が平成29年6月30日をもって満了となることから、引き続き候補者として推薦したいので人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案いたしております報告5件、承認1件、議案18件でございますので、慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、議案第29号について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） それでは、議案第29号、平成29年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書をごらんください。2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、14款1項2目民生使用料2節児童クラブ使用料につきましては、

待機児童解消に向けた児童クラブサテライト増設に伴う入所児童数の増により、108万9,000円を増額するものでございます。

15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金及び16款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金につきましては、待機児童解消に向けました児童クラブサテライト増設及び障害児等の配慮を必要とする入所児童の増加により、放課後児童健全育成事業費補助金をそれぞれ487万5,000円増額するものでございます。

16款2項1目総務費県補助金1節市町村振興総合補助金につきましては、文化複合施設管理運営基本計画策定に対し、魅力ある地域づくり事業補助金の内示額が確定したことによりまして、326万7,000円を増額するものでございます。

7ページをごらんください。

19款2項1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金2,107万2,000円につきましては、財源調整のため取り崩し額を増額するものでございます。

同じく、9目東日本大震災復興交付金基金繰入金3,080万3,000円につきましては、赤沼浜田線舗装補修工事及び浜田地区雨水流末水路整備工事に充当するものでございます。

21款5項3目雑入9節コミュニティ事業助成金290万円につきましては、一般コミュニティ助成事業及び青少年健全育成コミュニティ助成事業が採択されたことから、追加するものでございます。

8ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

初めに、歳出全般の共通事項でございますが、本年4月1日付人事異動等に伴う職員人件費の調整を行っております。

10ページをお開き願います。

2款1項6目諸費13節委託料49万円につきましては、行政区長の視察研修先として昨年度の北海道七飯町に続いて、本町と震災時相互応援協定を締結しております静岡県清水町の行政区長との意見交換等を予定していることから、バス運行業務に係る委託料を追加するものでございます。なお、本研修事業につきましては復興基金を充当するものでございます。

同じく、7目町民活動支援費19節負担金補助及び交付金250万円につきましては、春日二部町内会に対する一般コミュニティ助成事業補助金を追加するものでございます。

14ページをお開き願います。

2款6項5目復興整備費15節工事請負費3,950万4,000円につきましては、浜田地区の避難路

整備の際、大型トラック等の通行により赤沼浜田線が損傷し、このたび舗装補修が交付金事業として認められたことから工事請負費を追加するものでございます。また、浜田地区雨水流末水路整備工事につきましては、水路の塩害対策を強化するため工事費を増額するものでございます。

15ページをごらんください。

2款6項6目文化複合施設推進費13節委託料631万5,000円につきましては、文化複合施設管理運営基本計画を策定するため追加するものでございます。なお、計画策定に係る報償費、旅費、委託料の2分の1が県補助金として交付されるものでございます。

18ページをお開き願います。

3款2項8目児童福祉施設費1,905万9,000円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、待機児童解消に向けた児童クラブサテライトの増設及び障害児等の配慮を必要とする入所児童の増加に伴い需用費、委託料を増額し工事請負費、備品購入費を追加するものでございます。

22ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費13節委託料500万円につきましては、春日勝負沢地内生活道路の側溝設置及び舗装工事の実施を検討するに当たり、現況測量設計等を実施するため委託料を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、補足説明を終わります。

日程第 27 請願第 1 号 厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（櫻井正人君） 日程第27、**請願第1号厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書**を議題とします。

本請願について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 遠藤紀子君 登壇〕

○教育民生常任委員長（遠藤紀子君） 御報告申し上げます。

利府町議会議長櫻井正人殿。

教育民生常任委員長遠藤紀子。

請願審査報告書でございます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので利府町議会会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年3月15日。

件名、厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書。

審査の結果、不採択とすべきもの。

審査の経過でございます。平成29年4月11日、参考人（全日本年金者組合宮城県本部委員長外1名）から意見聴取及び質疑を実施いたしました。4月25日、委員間協議、討論及び採決。5月25日、請願審査報告書の作成をいたしました。

委員会の意見を読み上げます。我が国の年金制度は、現役世代の保険料を高齢者の年金給付に充てる賦課方式に、国庫負担金、積立金の3つを原資として制度を維持運営しております。しかし、高齢者人口の増加に対して支える側の人口は減少する一方です。将来も持続可能な制度として維持していくためには、年金制度も含めた社会保障制度のスリム化が求められます。今回の年金制度改革は持続可能性を高め、将来世代の年金給付確保のために行われたものです。また、低額な年金者や無年金者救済のための最低保障年金制度の創設は、年金制度の公平性の原則から逸脱するものです。さらに、この制度の創設により現役世代の年金給付率も大幅に低減し、年金制度そのものの崩壊につながりかねません。年金制度を安定的に継続するためには、現行制度を維持することが必要です。

結論。採決の結果、賛成少数で委員会の審査結果は不採択とすべきものとなりました。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番、土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 今の委員長の報告に2点ほど確認しておきたいというふうに思います。

まず、採決の結果としては賛成少数という結果だったようでありましてけれども、賛否の実数です。ね、委員会は6人だったと思うんですけども、賛否の実数について確認しておきたいと思えます。

それから2点目は、委員会の意見ということで、この請願を不採択にするための理由が2点述べられているわけですが、委員会の意見としては賛成する方も少数ではあったと思うんで

すけれども、いたというふうに思います。そういう点で、できればここに賛成者の意見も少数意見だったけれどもこういうものがあつたということを書き込んでいただければよかつたかなというふうに思うんですけれども、もう遅いんで今からは無理なんですけれども、そういう点で賛成者のほうからはどういった意見が出たのかについて確認しておきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（遠藤紀子君） 1点目についてお答えいたします。賛成1名でございました。ですから、反対が5名でございます。

2点目の件ですけれども、文書の中に入れてほしかったという件でございますが、賛成少数でございましたし、その意見は請願書の中にごございましたので特にここに明記する必要はないと考えました。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

教育民生常任委員長は降壇願います。

これより、本請願の討論に入ります。本請願に対する委員長の報告は不採択ですので、まず請願に賛成者の発言を許します。7番 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 本請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

政府は昨年の国会において、際限なく年金をカットする賃金マイナススライドというべき新たな仕組みの年金法を与党の賛成多数により成立させました。この制度が実施されると、物価が上がっても賃金がマイナスの場合、年金はマイナス改定となります。物価と賃金がともにマイナスで賃金の下げ幅が大きい場合は賃金に合わせて受給額もカットされます。つまり、ひたすら低いほうに合わせて年金を引き下げていくというシステムであります。そしてこの賃金マイナススライドが導入されることにより、引き下げられた水準の年金算定方式が将来世代にも引き渡されてしまい、高齢者を扶養し生活や介護の支援をしている現役世代にとっても二重の重い負担がかぶせられるということになってしまいます。さらに、今回新たに導入されたキャリアオーバー繰り越し制により年金の実質目減りはさらに拡大し、最低保障制度も突き崩しかねない年金制度の改悪と私たちは考えます。特に国民年金は40年間かけ続けた場合でも、受け取る年金は月額6万5,000円であり、平均年金受給月額も5万4,000円と極めて低い状況であり、この受給額を引き上げていくことこそが大きな課題だと考えます。今本当に必要なのは、高齢者も現役世代も老後の生活をしっかり支えてくれる信頼できる年金制度にすることが重要です。無年金者対策も最低保

障もなく、いろいろと理由をつけて減らされ続けてきている年金制度を将来世代に残すわけにはいきません。低年金の受給額の底上げと最低保障年金の導入、そして現役世代の雇用賃金の建て直しによる年金財政の強化などがこれからの年金制度改革には必要です。そして高齢者も現役世代も安心できる年金制度を確立し、国民の懐を温めることは消費を拡大し、景気回復、経済対策にも貢献すると思います。

本請願は教育民生常任委員会の審査結果では不採択という報告がありましたが、採決においてはぜひ賛同していただくことをお願いをして賛成討論とします。以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、請願に反対者の発言を許します。9番 高久時男君。

○9番（高久時男君） それでは、請願1号厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書に対し、反対の立場で討論いたします。

まず、初めに教育民生常任委員会の皆様、請願の審査まことに御苦労さまでした。私たちは、一地方議会の一員ではありますが、今回の請願のように国の政策・制度に関する意見書の提出を求められた場合は、感情を排し、その政策・制度をあらゆる角度から見て、そこに至った経緯も含め審査する必要があります。その意味において、今回の委員会報告に対しては審査の内容、結論ともに賛同するものであります。今回の請願を一言で言えば、年金を多くもらいたい、年金をかけてこなかった人にも年金を支給してほしいということですが、それが可能であれば国は既に制度化していると思います。それができない一番の理由は、やはり財源にあります。今の年金財政の状況は、年金保険料を支払う現役世代が減っていく一方で、年金を受給する高齢者が大幅にふえてきております。年金受給者に対する年金の支払いは年間54兆円にもなっており、これは国の税収をも上回っております。今まで積み立ててきた年金積立金も26年度時価ベースで146兆円しかありません。また、年金受給が確定した人にこれから支払わなければならない年金債務が約1,500兆あると言われております。このような環境の中で、請願を実現するための一つの方法である消費税のアップには反対し、またその財源に大企業の内部留保を活用すべきとの意見がありましたが、個人であれ法人であれ、一度その人の収入になったお金を取り上げるなどは、たとえ事後法が成立したとしても民主国家としてあるべき姿ではありません。現在の年金制度がいつまで存続できるかはわかりませんが、国も負担と支給のバランスを見ながら制度の改正をしており、与えられた条件の中で最適な制度運営をしていると考え、この請願の意見書の提出には反対するものであります。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、請願第1号厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本請願について採決します。

本請願を採択することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立少数です。したがって、本請願は不採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は11時5分といたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 28 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第28、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、7名であります。通告順に発言を許します。

初めに、14番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔14番 遠藤紀子君 登壇〕

○14番（遠藤紀子君） おはようございます。14番、遠藤紀子でございます。

一般質問、本定例会には2点の質問事項を出しております。順次質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1、インバウンド誘致に乗りおくれがないために。

我が国の経済に大きな効果のあるインバウンド、訪日外国人旅行者の誘致がここ数年盛んになってきました。外国人旅行者の消費額は、2016年で3兆7,476億円。自動車産業、化学製品の輸出額に次ぎ電子部品の輸出額を超えるものとなりました。国は、あすの日本を支える観光ビジョンにより、大胆な改革を行いました。その結果、訪日外国人旅行者は2012年の836万人から2015年には2倍の約2,000万人、その消費額は3倍増の約3.5兆円にも上ります。しかし、首都圏や西日本への旅行者の増加に比べ東北6県は非常ににおくれた感があります。もちろん、震

災の影響はあるものの今後の経済を考える上で本格的に取り組まなければなりません。さらに、東北6県の中でも宮城県は6県平均を下回る旅行者数であります。昨年度より、ようやく県もさまざまな角度からインバウンドの問題に積極的姿勢を見せております。利府町でも2020年の東京オリンピックのサッカー会場、仙台松島の間位置する町としてインバウンド誘致に急いで取り組む必要があります。そこで以下の点を伺います。

（1）海外からの旅行者受け入れには何よりも言語の対応が大切であります。英語、中国語、韓国語のできる職員を採用すべきではないでしょうか。

（2）県南4市9町が県内で初めて、ことし3月、日本版DMO観光地域づくり推進法人を立ち上げました。その後、石巻市、東松島市、女川町の石巻圏が、そして今、仙台、松島がDMOに向け動いていると思います。町にどのような程度の情報が入っているのか伺います。

（3）JR東日本や宮城交通などをつくる「仙台まるごとパス運営協議会」が外国人向け一日乗り放題のフリー乗車券「仙台エリアパス」を発売しました。東北本線の利府駅も入ります。駅の観光協会やタクシー、バス業界も外国語対応の必要があると思いますがどう考えますでしょうか。

（4）情報発信の場としてtsumikiを活用してはどうでしょうか。

2点目です。本が好きな子供になるために。

文化複合施設の整備が今年度も進んでいくと思います。特に図書館は、現在の狭い場所では職員の努力は認めるものの、もう限界と思います。多賀城市のツタヤが管理運営する図書館に通う利府町民も多くなりました。町の図書館建設が待たれるところであります。読書は人生を豊かにする大切な文化であり、子供の成長にも欠かせないものであります。子供のときから本に親しみ、本好きの子供がふえ、新しい図書館にその彼ら・彼女らの夢が設計に取り入れられたらと願うものであります。その本が好きな子供たちを育てるための施策について伺います。

（1）赤ちゃん誕生のお祝いに本を贈るブックスタートを取り入れる考えはないでしょうか。

（2）春の図書館祭りは、ことし特に活況を呈しているようであります。もっと人の集まりやすい役場庁舎で行えば、よりイベントの価値が上がり読書への効果が高まると思いますがどうでしょうか。

（3）学校図書館に図書司書を配置し、子供読書や本を使った学習に力を入れることは最も理想的であります。各学校には司書教諭が配置されていますが授業時間がふえ、さらにふえていく状況でなかなか図書活動に向かえないことと思います。図書司書の各校配置が不可能であるならば、司書の資格を持つ職員をふやし学校での読書活動を積極的に行ってもらうことを考

えてはどうでしょうか。

以上を伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願ひます。

1、インバウンド誘致に乗りおくれのないためには町長、2、本が好きな子供になるためには教育長。初めに、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 14番、遠藤紀子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のインバウンド誘致についてでございますが、（1）から（4）までは関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

御質問のDMOについてでございますが、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った地域づくりのかじ取り役を担う法人として地域の活性化や地域振興に大きな役割を担うものと考えております。

インバウンド誘致は、本町の魅力を世界に発信できる絶好の機会として、また商業施設や宿泊施設などへの消費喚起が図られることから地域経済の波及効果も期待しているところであります。

まず県内のDMO設置設立の状況でございますが、御指摘のように県南のDMOについては県南4市9町によって一般社団法人宮城インバウンドDMOをことし3月に設立しております。石巻圏につきましても2市1町により一般社団法人石巻圏観光推進機構を4月に設立しているところであります。県南石巻圏のDMOとも交流人口の拡大や仕事の創出、地域経済の活性化促進、インバウンド誘致等を目指して動き出しておるところであります。

次に、仙台、松島のDMOの設立に向けた動きでございますが、観光資源や交通アクセス、宿泊施設など旅行者の受け入れ態勢が東北地方で最も整っている地域として、本町を初め仙台市を含めた6市6町で仙台・松島復興環境拠点都市圏を形成いたしまして、宮城県が主体となって東北の観光復興の拠点にふさわしい観光地域として広域的に展開していくことといたしております。この圏域全体をマネジメントするため、DMOの設立に向けた勉強会を10回程度予定しております。平成30年1月に（仮称）仙台・松島復興観光拠点都市圏DMOとして設立することを目指しているところでございます。

ただいま遠藤議員御指摘のように、来る2020年の東京オリンピックは本町でもサッカー会場として多くの外国人が訪れるほか、広域連携によるインバウンド誘致によって海外からの旅行者の増加も想定され、職員のみならず町全体として外国語での対応が課題となってまいります。利府町では外国語ができることを条件とした職員の採用は実施しておりませんが、今いる職員

一人一人がおもてなしの心を持って対応ができるように利府町国際交流協会との連携、あるいは英語力向上のための職員研修の実施、あるいは自己啓発の支援の充実など検討しているところでございます。

また、利府町観光協会では平成29年度中に外国人観光案内所の認定を日本政府観光局より受けるため、翻訳のためのタブレットの購入や多言語によるパンフレットの設置、あるいは協会事務所のガラス面に多言語の表示をするなどさまざまな整備を行っているところであります。タクシー、バス業界の外国語対応につきましても現在、松島湾エリアの本町を含めた3市3町で連携して取り組んでいる松島“湾”ダーランド構想自治体、あるいはDMOの勉強などにおいて共通の課題として検討していくことといたしております。これからも海外からの旅行者が何を求めるのか情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、外国人向けの情報発信のツールについてでございますが、さきに述べております松島“湾”ダーランド構想自治体で5言語6種に対応したスマートフォン対応のウェブサイトを構築して、同時にフェイスブック、インスタグラムといったSNSを活用しているところであります。さらに、観光施策を進める上でtsumikiとの連携も視野に入れながらインバウンドの対応を含めて、より効果的な情報発信の方策を模索してまいりますので御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 14番、遠藤紀子議員の第2点目の本が好きな子供になるためについてお答えを申し上げます。

まず、（1）の赤ちゃん誕生のお祝いに本を贈るブックスタートを取り入れる考えについてでございますが、議員御提案のこの事業につきましては、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心を触れ合うひと時を持つきっかけをつくるものであると認識をいたしております。子供たちに読書の楽しさを伝えるための啓発活動として、第3次利府町子ども読書活動推進計画の中に具体的方策の一つとしてブックスタート事業導入の研究を掲げているところでございます。今後も引き続き調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、（2）の春の図書館祭りを役場庁舎で開催してはどうかについてでございますが、このイベントにつきましては、子供の読書週間にちなみ、子供の本の展示会、リサイクル市、お話を開催することで子供たちに本と出会う機会を提供し、本の楽しさを伝えることを目的に春の図書館フェアとして毎年開催しているものでございます。

図書館を会場としていることにつきましては、子供たちに図書館を知ってもらうこと、そして興味のある本と出会える楽しい場所であると実感してもらう意味合いからも図書館で行うことには意義があると考えております。今後も春の図書館フェアにつきましては、さらに充実した内容を検討しながら図書館を会場に開催してまいりたいと考えております。

最後に、（3）の学校図書館への図書司書の配置や司書職員増による読書活動についてでございますが、学校教育上での学校図書館及び司書の果たす役割の重要性については十分認識しているところでございます。現在、各学校には司書教諭がおりますが、議員御指摘のように司書教諭は授業を持ちながら図書館運営の中心的な役割を担っているところであります。このことから、補助的役割として全学校に図書業務員を配置し図書の貸し出しや図書室の環境改善などを図るとともに、児童生徒が図書に親しめるよう学校図書の運営の充実に努めております。現在のところ新たな図書司書を学校に配置することは考えておりませんので、御理解願います。

また、司書の資格を持つ職員をふやし学校での読書活動を積極的に行ってはどうかという御質問でございますが、現在、図書振興班の職員は4名であり、このうち司書の資格を持つ職員が2名配置されております。そのほか、主に図書館受付業務として非常勤職員が4名シフトで配置されており、職員数は適正な人数であると考えております。

なお、現在、文化複合施設建設に伴う新図書館建設の事業が進んでいるところですが、司書の資格を持つ職員の増員につきましては、新図書館の運営にかかわることとして今後考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 再質問させていただきますが、パンフレットや本の類を資料として手元に持ってまいりました。これらも使用いたしますことは議長の許可を得ておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目のことですが、インバウンドという言葉がここ数年ですね、リバウンドかしらと思ったらインバウンドという新しい言葉が新聞紙上でも盛んに言われるようになってきました。この新しい取り組みですが、やはり国際化ということに乗りおけないためにも町としても前向きな姿勢が必要だと思って今回の質問を出しました。

職員の外国語のできる職員ということで質問いたしましたけれども、この人材確保というのは緊急を要するものではないかと思えます。ただ語学ができるだけでなく、やはり町のことを知ることも大事ですし、役場職員は昨日伺いましたら語学のできる職員は3名おるといってお

話でしたけれども、これは間違いございませんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 14番、遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

職員3名いるということですか。（「ってお聞きしました」の声あり）いるということですね。外国語のできる職員というところでの御質問でございますが、職員については3名に限らずたくさんいます。というのは、職員の中には英語の教員資格を有している職員であったり、あとは民間企業経験者で、例えば英語が社内での公用語だった職員、そういった職員もいます。また、TOEICという英語の資格がありますけれども、こちらの高得点者、かなり高い点数の職員もいます。あとさらには、個人的ではございますが海外旅行を結構出かけている職員がいて、その中で民間の英会話教室に通っている職員も多々います。また、上級職員に当たっては、大学時代に外国語の専攻、そういったものもしてきた職員が3名に限らず多々多くおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 大変失礼いたしました。非常にたくさんの方が語学に対応できるというお話で心強く感じましたけれども、その語学に対するものですが、もうこれからオリンピックのときはもちろんさつき町長もおっしゃったように外国の方たちがたくさん町を歩く可能性もあるわけですし、まずこの駅の観光協会も大事ですけども役場庁舎に突然訪ねていらっしゃる可能性というのは非常にあります。そういったときに、今のお話ですと大丈夫、対応はできると受け取りましたけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 再質問にお答えします。

先ほど言ったように、例えば民間経験者の社内公用語、英語を公用語にやってきた人間とか、TOEICのかなり高得点者もおりますので、そういったときにはすんなりと対応できるようになっていると思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） かなりのレベルの方が、全然存じ上げなかったんですけども、どの方だろうと思うんですけども、役場庁舎に来た場合にそういった仕組みが職員全体に知れ渡っていないと対応におどおどしてしまうと思うんですが、そのあたりはしっかりと対応できるような仕組みをとっていらっしゃるでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 再質問にお答えします。

突発的に訪れたときに、その職員が対応できる人がいなかったときの対応ですけれども、職員の研修の中で簡単な日常会話なりそういったマニュアル本、そういったものは今後検討しながら本当に簡単な対応ができるような体制づくりは今から少し力を入れていかなければならぬかなと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） どうぞ、たらい回しになるような、みつももないような状態にならない、ぜひ体系づくりを急いでつくっていただきたいと思いますが、語学は英語ばかりではないものですから、先ほども申し述べましたけれどもこのごろは中国語を使う国と、あとは韓国語のこのお客様が非常に大きなウエイトを占めているようです。まずは、その役場庁舎の中で言葉に問題はないようでありますけれども、役場の窓口が英語あるいは中国語対応に、役場の窓口担当課のところですね、あそこの表示というものが、あれも必要なのではないかと思っておりますかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 再質問にお答えします。

確かに、韓国語、中国語の表示、他の自治体ではもうやっているところもございます。その辺は今後、他の自治体の事例を見ながらその辺の表記も少し検討はしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） オリンピックも控えていることですから、これは必ず必要なことと思いますので、お願いいたします。

平成27年には外国籍の住民の方が114人この町にいらっしゃるということが報告されております。韓国、中国、台湾籍の方は70名ぐらいですか。あと英語圏の方が9名ぐらいいらっしゃいます。こういった外国籍の住民の方の力を借りて、その語学対応をするというような案はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 再質問にお答えします。

それも含めて今後職員の研修とかで、もしお助けしていただけるのであれば、その辺はお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 余り無理な注文はしていないつもりですが、ぜひ仙台という国際都市の隣にある町という意識を持っていただいて、ぜひ国際化で恥じることはないようなまちづくりを進めていただきたいと思います。

（2）ですけれども、DMOこの言葉も本当にごく最近耳に入ってきた言葉ですが、今も町長が答弁なさったように、仙台松島と私書きましたけれども6市3町でこのDMOに向けて取り組みがなされておりますし、これから会議も数多くあるようでございます。これの観光拠点の都市圏ということで利府町が入るということですが、このDMO自体は本当に外国のお客様にとっては松島であろうと利府であろうと行政区がまたがっているからとか、行政区が違うからということは全く問題外であって、やはり広域で何でも行わなければ日本というひとくくりで外国のお客様は来るわけですから、ですからこの観光圏という問題は非常に大事な問題だと思います。しかし、この中で利府町というところが1つの観光を持っているという主張もしていただかなければならないと思います。利府町でそのDMOに対して利府町での観光の売り込み方、そういった方策はどうお持ちになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） 14番、遠藤議員の再質問にお答えします。

本町のDMOの対応でございますが、先ほど町長が申し上げたとおり6市3町で形成されております、仙台・松島復興観光拠点都市圏ということでそこで取り組んでおります。その中で、一応今回この事業運営業務に当たって、5月に株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店が選定されたということがございまして、広域の事業を見据えた上で町のほうで進めていきたいというふうに思っております。町としましては、現在、先ほども答弁にあったように観光協会のほうで日本観光機構のほうの認定を受けるということで、外国人案内所ということでそちらのほうでタブレットとかの対応もしてやっておるわけでございます。あと、パンフレット等も今現在広域でつくっておりますが、それが多言語で4つの国と5市の多言語を入れた形のパンフレットをつくっております。本町としましてもそれに合わせた形で今後つくっていかないと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 今パンフレットのお話が出ましたけれども、この利府ワンダーナビというパンフレットといますか地図がございまして。私は割合これがいいなと思っておるんですが、ここに英語の表記もされました。さらにこれに韓国語、中国語を書くともう多分書ききれませんという担当課のお話もございましたけれども、要はこういったものは英語版、中国

語版、韓国語版と、版を変えて松島の瑞巖寺さんあたりでは置いてらっしゃるんですけども、こういった地図パンフレットをつくるというのも非常にお金がかかる問題だと思います。そのあたりもDMOのこの加盟するといいますか、仙台・松島観光拠点都市圏ここに入ることによってこういったものの補助等は受けることができるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） 再質問にお答えします。

その支援事業でございますが、加盟しまして登録されますと各種支援ということで、各種省庁のほうからいろんな支援が受けられることとなります。その中で、一応どの事業にそのパンフレット事業とか何かの補助がつくかということも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、ともかく利府町を知っていただく入り口ですので、このパンフレットというのは非常に重要なものだと思いますので、いち早く取り組んでいただきたいと思えます。

観光庁のほうで訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業というものが打ち出されております。これは地方自治体や宿泊・交通事業者等を対象とした補助事業を創設したということで、外国人の旅行者の受け入れ環境の整備を支援しますということで観光庁がお金を、予算を出しているようです。これは各自治体に向けてその予算を振り分けますという話なんですけど、ここにはトイレの洋式化ですとか、観光案内所等々の情報の取り組みとかいうものにいろいろ補助が出るようなことございましたけれども、これは御存じでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） 再質問にお答えします。

そちらのほうについては、町としまして単独ではなくDMOに加盟した際には、そちらのほうと協議しながら進めていきたいということで、現在別な協議会なんですけどそちらのほうで今回観光協会ですらえた多言語等のタブレット等も含めて、あと窓口のガラス面への多言語の表記とかということも含めて、そちらのほうで補助をいただきましてつくっているものですから、それも含めて今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ補助事業等々をしっかりと精査して、なるべく利府町の観光が充実するように努力をしていただきたいと思えます。

利府町の観光に関しては、本当に観光協会でもジェイアール駅長お勧めの小さな旅とか、非常に頑張ってやっていたらしゃいますけれども、やはり今新聞等々の情報で見ますと、団体で旅行なさる方のほかに中国、特に台湾の方なんかは体験型の観光というものを非常に重視する時代になってきたようです。大きな観光地というのは非常に混み合いますし、旅館も大変値段も高いということで割合小さな旅行を楽しむような、特にリピーターの方たちはそういう旅行を求めるようです。利府町でも体験型の観光といいますと、須賀の追い込み漁ですとか、梨もぎの体験ですとか、タケノコ掘りなんかは今人気があるようですけれども、こういうことを利府町として、利府町の観光として、もちろん風光明媚な馬の背なんかはございますけれども、こういったものをDMOの中で主張していくようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） 再質問にお答えします。

本町としましても、今議員さんが申し上げられたことを同じように考えておりまして、漁業関係者については体験漁業とかマリンスポーツ関係のほうをPRしたいという、あとそのほかに先ほど申し上げられた小さな旅への経験を踏まえまして、タケノコ狩りとか梨狩り、こちらのほうもPRしていきたいというふうに思っております。そのほかにも今後出てきた際には、そちらのほうも含めてパンフレット等に入れていただくように、こちらからお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、この小さな観光であってもおもてなしの心を発揮するには十分な素材であると思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

（3）に入りますけれども、このインバウンドというものを進めていくのに関して、インバウンド推進懇談会というようなものが塩釜市ではできておりますけれども、利府町でもこういった懇談会とか協議会というものが以前にも観光関係で申し上げたことがございますけれども、観光協会のみならずいろいろな団体ですね、例えば利府の駅前には屋台村という観光資源もございますし、まちづくり利府ですか、それからタクシー、バス業界とか、そういった中でこういった協議会というものを設立なさって、その言語対応に向かうにせよまずはそういった協議会の設立が必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） お答えします。

インバウンドの推進協議会の設置でございますが、本町としましては現在、仙台・宮城イン

バウンド推進協議会のほうに入っております、そちらのほうで一応協議をしている状況でございます。町においても単独で設置しているところということで少ないわけでございますので、そちらのほうをちょっと検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） やはり町独自の協議会というものも必要だと思います。松島町では国際交流員のロジャー・スミスさんという方が、この方はかなり3、4年前からですか活躍なさっているんですが、その方が松島町のみならず塩釜市とか観光に必要な外国人がどんなものに不満を抱くかとか、おもてなしの心を伝えるためにいろいろな活動をなさっています。松島町では、おもてなし接客英会話セミナーなどというものが開かれるというパンフレットが出ておりました。こういった利府町には国際交流員という方はいらっしゃらないんですけれども、こういった力のある方、経験の豊富な方を町にもお呼びして、ぜひそういった観光関連の事業者向けのセミナー等々を開く必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） お答えします。

本町のほうでは、松島町のように観光地ということで平日でも外国人が来るということはないわけですが、その中でちょっとジェイアールのほうに聞いたところ、平日はほとんど来ていないという、土日で4、5人来ているという状況でございます。その中で、一応本町としての考え方ですが、先ほど申し上げたとおり仙台松島インバウンドのほうに一応入っているという、その中で仙台“湾”ダーランドということで、そちらのほうで一応事業計画を立てておまして、その中の推進事業としまして外国人の慣習への理解や多言語等の対応、それに関して観光施設や宿泊施設の従業員に対して外国人接客研修、あとおもてなし研修等を計画しておりますので、そちらのほうで町内の宿泊施設などの関係機関に参加を呼びかけながら行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 実は、前回のワールドカップのサッカー会場になりましたときに、その前にテレビの番組で、ビートたけしの番組だったと思いますけれども英会話のできない利府町ということで、非常に旅館ですとかいろいろな利府町の方に英語で話しかけて、いかにこの町が英語が通じないかという笑われた経緯がございます。今回のオリンピックに関して、またそのような風評が出ないように、このおもてなしの英会話セミナーとか、業者の方はもちろんなんですけれどもやはり町民全体で国際化になろうという機運が私は大事だと思います。子供さ

んたちも含めて学校教育の中でもいろいろなことはやっていただけたと思いますけれども、国際交流協会で年に一度ホームステイ事業というものがございます。秋の十符の里フェスティバルに合わせて毎年やっていらっしゃいますが、私も数年前までは御協力しておりましたけれども、昨年は19人の留学生の方が参加なさったそうです。これも梨もぎ体験をしたり、昨日伺いましたけれどもグランディを見学したりと、あとは各家庭に入って各家庭のおもてなしを受けて1泊2日の体験をするということです。私も実際にかかわっていたときに、ホームステイをする家の方たちは頑張ってしまうものですから、鳴子温泉に連れて行ったり、秋保に連れて行ったり、蔵王に連れて行ったりするわけです。私はせっかく利府町に留学生を迎え入れたのにもったいないなと思っておりました。ぜひこれも利府町の町を案内する、例えば小さな旅とのタイアップも考えられるとは思いますが、この留学生に利府町のいいところ、もっと観光の場所があるんですからそこを案内してもらって、多分留学生たちは今SNSで発信する人もいるでしょうし、いい観光の事業になるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） お答えします。

議員御指摘のとおり、本町にはいっぱいいいところがございます。こちらのほうへ発信していくということも観光の一つだと思ってございます。その中で、いわば町のほうとしましては人材ということで観光協会のほうで今案内しているわけですが、そちらの中でなかなかそれを案内する人が減っているということもございますので、その育成も兼ねて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、留学生は利府町を好きになってもらえば今後いろいろな面でここに貢献してもらえる可能性もあるわけですし、私もいまだに関係の続いている留学生もおります。ぜひ、これは町民とも接せられるいい機会ですので、この国際交流協会、割合にマンネリ化していると思うんですけれども、ぜひ新しい面から町も力を入れていただきたいと思っております。

（4）の t s u m i k i の活用ですが、今答弁にもありましたとおり本当にあそこは情報発信の場でもありますし、W i - F i も通っているそうです。駅の前にあるということで、観光協会はなぜか土曜、日曜はお休みになります。お客様が来るのは土曜、日曜だと思うんですけれども、お休みといいますか開いていますけれども臨時職員の方が1人入っていらっしゃるだけで、ですからお客様が来るときに閉まってしまう観光協会はない、とは思っているんです

けれども、駅前にあのきれいな建物は何だろうと人は思うと思うんです。あそこをぜひインフォメーションセンターとして、そういった町に対する質問は答えられるようなパンフレット程度は、ここを観光協会にしろという話ではなく、町を知りたい方にはお答えできるインフォメーションセンターとしての機能を持っていただくということができないかどうか。そしてあそこはトイレがきれいでございます。駅のトイレは再三申し上げておりますが、今回の議会報告会でもそれに2カ所の場所でトイレが汚いという御意見が出ておりましたけれども、やはりあそこがきれいな場所でありますので、駅の真ん前にあるという、ここを活用するお考えはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（高橋徳光君） お答えします。

t s u m i k i のほうなんですけれども、そちらのほうとのタイアップということでございますが、先ほども申し上げられたように観光協会のほうでは土日のほう、管理人が対応しているということでございますが、その中で先ほど申し上げたとおり翻訳できるタブレット等の操作も管理人ができます。あと、多言語等のパンフレット等も一応広域でございますがそちらのほうも用意しているということがございます。あと、t s u m i k i のほうへの観光の案内ということでパンフレットも設置してございます。あと、今回松島“湾”ダーランドでつくった4カ国語入ったパンフレット等も設置しておりますので、今後協議させていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、観光協会だけの話ではなく、利府駅が利府の顔であるということをも改めて認識していただきまして、外国のお客様のみならず外からいらしたお客様が感じのいい町という第一印象を持っていただけるような入り口にしていただきたいと思います。

2点目に入らせていただきます。

ブックスタートですが、私はこの問題、以前にも提案したことがございます。ブックスタートは、生まれた赤ちゃんそれぞれ何カ月、3カ月とか半年とか、あるいは1年3カ月とか健診のときにやっていたりいろいろなスタイルでやっております。全国では2017年の5月現在で996市町村が取り入れているそうです。そして宮城県内では20の市町村が現在ブックスタートを取り入れております。仙台市と蔵王町と七ヶ浜は、本を渡すのではなく本の一覧といいますか、生まれてからの赤ちゃんが会う本の一覧というものを渡しているような活動をしているようです。このブックスタートなんですけれども、利府町では今は生まれた赤ちゃんにはおむつケ

一キというものが子ども支援課のところで渡しておりますが、このおむつケーキが、これは3年ぐらいになると思いますがおむつケーキは3年でよろしいでしょうか。渡し始めて。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） 14番、遠藤議員の再質問にお答えいたします。

このおむつケーキの事業は、平成27年の4月からスタートしておりますので、今現在3年目になります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 3年になろうとしております。確かに、いただく側はかわいらしいおむつでつくったケーキをいただいて、子ども支援課の前で皆さんに拍手していただいたりしてとてもうれしいという話は聞きますが、おむつはおむつでございます。使ってしまえばおしまいのもので、私はそのおむつケーキができる前にこのブックスタートを提案いたしましたし、これもある程度実施されそうになった経緯までを存じ上げているんですが、かなりの部分まで進んだと思いますがそこら辺いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 質問にお答えいたします。

ブックスタート事業につきましては、議員さん御指摘のとおり現在20の市町村で導入されておるといふうなことでございまして、民生委員さんに協力いただいたり、各種赤ちゃん健診の際にお渡ししたりというふうなことで、実施主体につきましても図書館でやっているほか、保健福祉部門で実施していたりさまざまな取り組みをしているようであります。また、そうした先進地市町では本格的な図書館を持っているというところが非常に多い傾向性があります。と言いますのも、そのブックスタート事業実施後のアフターケアというんでしょうか、つまり図書館利用につなげ子供たちが絵本に触れる機会というものを十分に、そういった条件整備がなされている状況にある市町が非常に多いというふうにご考えております。利府におきましても現時点では蔵書5万2,000冊というふうなことでそろえてはいるんですけれども、そのうち20%が絵本児童書という構成でございます。比較的充実しておりますけれども、まだまだ充足したものではございませんので、文化複合施設等の整備が今進行中でございますので、そうした中で施設整備とあわせて蔵書の充実を図っていくというふうなことになります。そうしますとそういったブックスタート的な事業を実施するというふうなことも効果が非常に得やすい環境をつくることのできるものと考えております。なお、教育長答弁、最初の答弁にもありましたとおり平成28年度から平成34年度までの7カ年で利府町子ども読書活動推進計画というもの

を策定し、それに基づいて事業のほう推進しているわけですが、ブックスタート事業の導入に向けた調査研究について、その計画の中でも明文化しております。同計画に基づきまして誠実に検討を続けてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、ブックスタートは実現に向けて早く取り組んでいただきたいと思っております。ブックスタートを県内では美里町が一番初めに始めたそうです。ちょうど私のインターン生をやった学生が調べてきてくれています、こういったパンフレット等あと絵本を差し上げているそうですが、ブックスタートがブックハローという名前で図書館の職員が出向いてやっているようです。県内でもいろいろな例がございますので、ぜひそこら辺のブックスタートがいかに大事なものであるかというものを認識していただきたいと思っておりますが、このブックスタートを始める、もちろん赤ちゃんのときから本に親しむということは大事なことです、親御さんの特にマタニティーブルーになるお母さん、出産後の鬱になって自殺するお母さんも多いという新聞記事もございました。そうしたお母さんたちに、私が知っているのは東京都の三鷹市の例なんですけれども、保健師さんと民生委員さんがそのお宅に行きましてカードを渡して、何かあったら私たちにというようなカードをつけて本を配っているというようなお話も聞いております。そのお母さんたち、その赤ちゃんだけでなく、そのお母さんたちの精神的ケアにもブックスタートは、例えば相談するところが私たちにどうぞということが1つの役割でもあると思っております、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 質問にお答え申し上げます。

東京三鷹市の事例につきましては、ちょっと断片的な情報しか持ち合わせてはいないんですが、乳児家庭全戸訪問事業というふうな赤ちゃん訪問事業ですね、そういったものを実施している中でブックスタート事業を行っているというふうなことは存じております。さまざまな、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな形態があります。1歳児健診で渡したり、3歳児健診でお渡ししたりというふうなこともありますし、さまざまなそのケースが考えられるかと思っておりますけれども、そういったものも今後調査研究をして、どういったその場面でお渡しするのが一番効率的か、事業の効果とかそういったものを勘案しまして事業のほうを検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、私はおむつもうれしいでしょうけれども、おむつにかかる費用は

かなりの3,000円以上の額がかかっていると思います。私はぜひこちらのほうに移行していただけたらと思います。

ここに、これは図書館にあった本ですけれども、小児科医が見つけた絵本という小児科医の推薦する絵本のこれは10年くらい前に出版されまして、新聞でも書評の中に出ておりまして早速私も買い求めて、今は私のお嫁さんが持っておりますけれども、この中に生まれたばかりの赤ちゃんにはどんな本がいいとか、ちゃんと紹介がございますので、特にここは、たかだこども病院の高田先生も執筆者の1人に入っております。ぜひこういったものも活用していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 図書館といたしましても、そういった子育て世代の保護者の皆様方にその絵本とかというふうなことで、司書がおりましてそういった専門職が推薦する絵本とかそういったブックリストも作成し、2歳6カ月歯科検診の際とかそういった際にお渡ししているところでございます。議員御指摘のそういった資料ももちろん参考にさせていただきます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 子供時代に出会った本というのは、私の息子たちも今自分の子供たち、つまり私の孫たちに自分が読んだ本を今与えておりますので、やはりつながれていくという意味でも本というのは大事なものだと思います。

（2）に入りますけれども、図書館祭りですね。今回本当にたくさんの方たちがいらして、あちらの職員の方たちも忙しい反面とても喜んでおりましたけれども、やはり図書館でやるのが本当ですけれども、あその場所は狭いものですから年に1度ぐらいはこれから文化複合施設で図書館建設というものが始まります。子供たちがもっと本を読みたいというようなイベントをする必要があるのではないかと考えて、この2番を提案いたしました。やはり、集まりやすいのはこの役場庁舎だと思いますし、ここにいればいろいろなことが、例えば子ども支援課のほうで「こどものまち」ですか、これも随分年数を重ねてたくさんの子供たちが寄ってきております。ですから、ここの庁舎の1階とか駐車場のところを活用すれば紙芝居ができたり、あるいは定禅寺通りで一箱古本市なんていうのが仙台市で盛んに行われておりますけれども、いらなくなった本を一箱持ち寄って、それで話をしながらよかったらどうぞみたいな活動をやっておりますが、そういったものとかあるいは茨城県の大子町というところは全国初の読書の町という宣言をした町なんですけれども、ここではいろんなイベントをやっております、

詩ですね、ポエムです、詩のチャンピオン大会といって子供たちが詩を朗読し合う大会をやっているとか、あるいは紙芝居なんかも仙台市でもいろいろな活動しているNPOなんかもありますけれども紙芝居の楽しさとか、あるいはブックレビューになりますビブリオバトルなんていう、自分で好きな本をどうしてこの本がいいのかというのを紹介し合って点数をつけあうようなイベントとか、あの場所ではなかなか広げられないようなイベントがここでやればできるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

春の図書館フェアにつきましては、4月23日の「子ども読書の日」及び4月23日から5月12日までの「子どもの読書週間」にちなんで開催しているものでございます。先ほど教育長がお答えしましたとおり、子供たちが本に出会う機会を提供し読書の楽しさを伝えることというふうなことがその主目的でございます。さらに、それに加えて公共図書館といたしまして本を借りて読んでもらうということが1つの事業の目的になってございます。つまり、図書館の利用拡大につなげるための事業でございまして、図書館を離れた場所での実施というふうなことになりますと、そういった目的がちょっと薄れてしまうことになってしまいますので、現時点におきましては春の図書館フェアにつきましては図書館のほうで開催したいという考え方でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 春の図書館は春の図書館祭りで置いといていただいて、やはり新しい図書館ができるということの入り口でございますので、子供たちが待ちに待った図書館がオープンしてほしいという思いで私はもっと大々的な図書館祭り、読書のイベントがあったらと思って質問いたしました。

（3）の司書の件なんですけれども、これも以前、学校図書館の中に司書を配置してくださいという質問をしたことがございます。というのは、富谷市で全部の学校に司書が配置されたということで大分注目されたものですから、そこを視察なんか1回行きて、やはり今の業務員さんがどうのという話ではなく、業務員さんも本を子供たちが楽しんで読むようにいろいろな工夫をなさっていますが、これは改正学校図書館法ということで司書の配置が努力義務になっております。ただそれは各自治体で、これは交付金として自治体の判断でということになっておりますが、これを前向きにお考えになることはございませんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 司書の配置ということでの御質問でございますが、現在、司書教諭という形で各学校のほうには配置をしております。また、図書館の司書のほうともいろいろと連携を図りまして事業のほうを進めておりますことから、現在のところはまだ考えていないような状況でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 人口もふえている町でございます。やはり、司書の役割というものを改めていろいろな書物で読んでみますと非常に重要な役割を担っておりますし、ますますここが読書の町、本好きの子供たちがたくさんふえてくれることを願って今回の質問といたしました。子供のころの読書活動が成長してからの意識、能力に及ぼす影響に効果があるということは明らかであるという、せんだって読み聞かせボランティアの講座で教わりました。ぜひ子供たちが本好きになるような町に進んでいっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、14番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後0時57分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、吉田裕哉議員が中途退席をしております。

一般質問を続行します。

次に、5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） 5番、日本共産党の安田知己です。

今回の定例会には3つの質問通告をしておりますので、通告順に質問をしていきますのでよろしく願いいたします。

1、就学援助について。

就学援助制度は、小中学校で必要な学用品費などにかかる費用を市町村がサポートする仕組みであります。学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費など教育を受けるために必要な費用が支給されています。そこで、以下町の考えをお聞きします。

（1）義務教育は無償であるが、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、所得が少ない家庭には義務教育の家計負担は重すぎます。現在、就学援助制度の準要保護基準認定は生活保護の1.3倍となっていますが、1.5倍に引き上げるべきではないでしょうか。

（2）経済的に困っている家庭の小中学生が受けている就学援助の1つ、入学準備金（新入学学用品費）は、これまで入学後の支給になっていますが支給時期を前倒しする動きが全国で広がりつつあります。本町でも入学準備金を入学前に支給すべきではないでしょうか。

（3）就学援助は同一世帯の家族の所得が対象となっています。同居親族全員分の所得で換算です。ひとり親世帯で親と同居の場合でも生計が全く別の場合は申請者、本人の所得のみを考慮した支給にすべきではないでしょうか。

（4）今後はクラブ活動費なども就学援助の対象にするなど、さらなる制度の改善が必要ではないでしょうか。

2、児童クラブについて。

児童クラブは、就労等により放課後など保護者が家庭にいない小学生を対象に適正な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設であります。2014年6月、政府は子供が小学校に入ると仕事と子育ての両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の打破を掲げ放課後児童クラブを2019年末までに約30万人分整備するという目標を掲げました。さらに、2015年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、小学校4年生になると放課後児童クラブの退所を求められる「小4の壁」解消の観点から、放課後児童クラブの対象年齢を従来の3年生から6年生まで広げました。そこで以下、町の考えをお聞きます。

（1）児童クラブの対象となるのは、集団保育が可能な放課後などに家庭で保育を受けることができない小学校1年生から6年生までの児童であります。今年度は入所希望者が多く待機になってしまったと保護者の方から相談が寄せられました。待機児童の解消と今後の対策はどのように考えているのでしょうか。

（2）児童クラブの入所案内には、「求職活動中の方は原則対象とはなりません」とあり、入所申請は受け入れていません。子供の受け入れ先が決まっていないと安心して就職活動ができないとの意見があります。待機児童がある場合は改善が必要なのではないでしょうか。

（3）共働きの家庭がふえています。現在、児童クラブは第3土曜日だけの開設ですが、毎週土曜日の開設を考えてはどうでしょうか。利用者が少ないのならば、どこか1カ所に集約して毎週の開設を検討してはどうでしょうか。

（4）児童クラブの指導員が不足していると聞いております。児童クラブを単なる放課後の

「預かり」ではなく、子供の発達を支える仕事と位置づけ待遇改善に取り組んではどうでしょうか。

3、通学路の安全について。

4月から新学期が始まり、新1年生は毎日通学路を使って登下校をしています。通学路は子供にとって危険が少ない道が選ばれておりますが、各地で連日のように交通事故が発生しており絶対に安全な道とは言い切れる状態ではありません。また、集団登校中の事故も多発しており、大勢の子供が並んで歩いているので事故の被害も大きく、暴走車が後ろから突っ込むなど防ぐことが困難な痛ましい事故も見受けられます。そこで以下、町の考えをお聞きします。

（1）通学路の安全確保や危険箇所の確認など、どのような頻度で行っているのでしょうか。また、今年度は町や警察などによる対策が必要な箇所はどのくらいあるのでしょうか。

（2）通学路の安全対策として歩道の整備やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の設置があります。設置の基準や設置の判断はどのようにしているのでしょうか。

（3）神谷沢のびっくり市から入る赤坂後沢線と第二小学校線が交わる塚元古墳入り口付近の丁字路は一時停止になっていますが、停止しない車が見られます。また、利府おおぞら幼稚園から下る後沢3号線と第二小学校線が交わる変形丁字路もどちらが優先道路なのかわかりにくい状態です。通学路の安全確保のために改善が必要ではないのでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、就学援助については教育長、2、児童クラブについては町長、3、通学路の安全についての（1）は教育長、（2）及び（3）は町長。初めに、教育長。

○教育長（本明陽一君） 5番、安田知己議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の就学援助についてお答え申し上げます。

まず、（1）の準要保護認定基準の引き上げについてでございますが、この制度は保護者からの申請に基づき所得審査等による受給資格の確認を行いますが、申請の内容によっては民生委員、児童委員が面談を実施し、この面談に基づく生活状況等に関する所見をもとに総合的に判断するなど柔軟に対応しております。基準の倍率につきましては、県内準要保護認定基準における状況から判断しているものであり、文部科学省における平成27年度に実施された調査では倍率を明確に公表している県内市町村のほとんどは1.3倍、またはそれ以下の市町村でございました。このことから、現在は議員御提言の基準の引き上げについては考えておりません。

次に、（2）の入学準備金の前倒し支給についてでございますが、就学援助の認定条件によ

っては前年の所得を確認する必要があることから、認定時期については前年所得確定後の6月中旬以降となっております。前倒しで支給する場合は、前年所得額での審査ができず認定のため直近の経済状況を把握するための手段を整理する必要があることから、他市町村の動向を踏まえ調査研究してまいりたいと考えております。なお、町の入学支援事業として小中学校の1年生保護者に対し体操着等の支給を実施しており、引き続き保護者への負担軽減を図ってまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、（3）の親と同居の場合でも生計が別の場合の所得の判定についてでございますが、認定に関しては先ほどお答え申し上げましたように、本人の申請に基づき申請の内容によっては民生委員、児童委員の面談の所見のもとに総合的に判断しており、世帯分離につきましては申請者の状況を考慮することとしております。

最後に、（4）のさらなる制度の改善についてでございますが、国の制度の動向や他市町村の動向を踏まえ、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、第3点目の通学路の安全についてお答えを申し上げます。

（1）の通学路の安全確保や危険箇所の確認頻度及び対策が必要な箇所についてでございますが、通学路につきましては利府町立学校の通学路に関する要綱に基づき、毎年度の4月末までに校長が指定し教育委員会に届け出ることとなっております。この指定に先立ち、学校では児童・生徒が安全に通学することができるかということについて年度初めに確認しているところであり、また、地震や大雨などの突発的な自然災害が発生した際には、その都度通学路の安全性の確認を行っているところでもあります。さらに、3つの中学校区ごとに配置しているスクールガードリーダーが日常的な安全確認を行い、危険箇所の早期発見に努めているところでもあります。また、町や警察による対策が必要な箇所等につきましては、昨年度に立ち上げました利府町通学路等安全対策推進会議において、利府町通学路交通安全プログラムを策定し利府町PTA連合会による通学路の安全点検の結果について検証を行い、学校ごとの改善必要箇所、改善の状況などをホームページにおいて公表しております。この中で危険な交差点への信号機の設置や注意啓発看板の設置などの対策が必要な箇所は17カ所となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 5番、安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第2点目のこの児童クラブについてのお尋ねであります。また、（1）の待機児童の解消と今後の対策についてのお尋ねであります。母親等の就労等によって下校時に保護者がいない家庭が

ふえたこと、あるいは対象児童を小学6年生まで拡大したことによって、児童クラブの利用希望者がふえてきております。これまで入所を希望する児童を受け入れるために児童クラブの建設、あるいは学校施設の借用などによって対応してまいりました。しかし、行政報告でも申し上げているとおり4月1日現時点において利府第二小学校の児童クラブ、利府第三小学校児童クラブ、青山小学校児童クラブに30名を超す待機児童が発生したことから、利府第二小学校児童クラブと利府第三小学校児童クラブについてはサテライトを整備して6月1日から運営を開始したところであります。なお、さきの定例会におきまして第三小学校の児童クラブのエアコンの設置の予算を認められておりましたので、間もなく夏までにはエアコンの設置をして快適に過ごすように今努力をしております。また、青山小学校児童クラブにつきましても、このサテライトの開所に向けて準備を進めております。本当に学校に置かれましてはなかなか空き教室がない中、本当に創意工夫して学校の御協力をいただきながら待機児童の解消に努めているということを御理解をお願いしたいと思います。

次に、（2）の求職活動中の方の入所資格の改善についてであります。保護者の方が行う求職活動については学校の授業時間中に行うことが可能であることから、原則対象外としているところであります。なお、利府町では子育てを支える簡易組織としてファミリーサポート事業を実施しておりますが、御質問にあります求職活動時の子供の預かりなどについても活用していただけるものと考えております。また、就職が内定した場合は申請書と一緒に内定証明書などを提出いただき、基準を満たしたときは勤務開始日からの入所決定を行うなど保護者の不安解消を図っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

（3）の毎週土曜日の開設についてであります。議員御承知のとおり利府町では平成23年度から第3土曜日のみ各児童クラブを開設しております。しかしながら、平成28年度に利用した児童は入所児童数の約5%の利用にとどまっている状況にあるわけであり。このことから、毎週土曜日の開設や1カ所に集約しての毎週の開設については、これまでもお答えしているとおり難しいので御理解をお願いしたいと思います。

（4）の支援員の待遇改善についてでございます。現在、児童クラブの運営等については特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘に事業委託しておりますが、児童クラブの支援員については教員免許等の有資格者を正規職員として採用するとともに職員の処遇改善にも積極的に取り組んでいただいております。また、放課後児童クラブにおける子供の育成支援の充実を図ることを目的として開設されている宮城県主催の放課後児童支援員の認定資格研修、これを在籍支援員43名中16名が終了したとの報告もいただいております。今後も

事業所に対して、より質の高い安心で安全な保育の提供に努めていただくよう指導してまいりたいと考えております。

通学路の安全についての（２）の部分であります。先ほど教育長も答弁を申し上げましたが、これらについては毎年利府町PTA連合会という組織が全学区のPTA単Pが自分の学区の通学路を点検して、毎年この要望書を町に出しております。その中で改善できるもの、あるいは警察に要望するもの等についているわけですが、その中で1つだけ御紹介申し上げますが、利府小学区の通学路安全対策の要望で一番高かったのは、高嶋交差点がありました。本当に長い間時間がかかりましたが、ようやく今年度中に交差点の改良を図るということで、本当にPTAの皆さん方からのいろいろ御要望が実ったものと、そういう一例でございます。そのほかについても、こまいことについては町でできることには随時改良する。ただ、問題は交差点の信号、横断歩道については警察の所管については、まとめて要望しているというのがまず大ざっぱな現状でありますから御理解をお願いしたいと思います。

この（２）の交通安全施設の設置の基準及び設置の判断についてであります。初めに歩道及びガードレールの設置については道路を新設する場合、道路構造令あるいは防護柵設置基準等の関係法令に基づき設置することになるわけであります。PTAあるいは町内会等から歩道やガードレールの設置を行った場合は、車両の通行量あるいは通過形態、道路の幅員や形状、道路の改良や拡幅の可能であるかなどの状況を確認して設置の可否を判断しているのが現状でございます。

次に、カーブミラーの設置については、直接目視することが困難な見通しの悪い交差点や急カーブなどカーブミラーを設置することで安全確認がとれると判断される場合であって、かつカーブミラーを設置するための安全で適切なスペースがあり、他の通行の妨げにならない場所に設置することとしております。設置要望があった場合は現地に赴き、実際に設置の可否について判断をしておるところであります。この件に関しては、御承知のとおり利府町役場の防災安全班に交通専門家、つまり元県警職員が専門的に当たっているわけですから、この方が判断をしているということを御理解をお願いしたいと思います。また、歩道やガードレール、カーブミラー等の設置が厳しいと判断した場合であっても安全確保の必要性が高い場所には歩行者が通行する部分のカラー化、あるいは任意注意喚起の看板設置など別の方法を検討して対応しているところでもあります。

（３）の通学路の安全確保のための改善についてであります。御指摘の塚元古墳入り口付近の丁字路交差点については、これまでもこのPTA等からの要望を受けました。そのために

「とまれ」の路面標示をするなどの安全対策を実施しているところであります。御承知のとおり、とまれ標識は県警でございますから勝手に立てられません。したがって、とまれとかこういった民間でできるもの、路面標示等許されるものについては安全対策を実施してきているということでございます。一時停止しない車両にたいしては、どういった方策が有効か本当にこれはまさにモラルの問題に起因するわけでありますが、塩釜警察署と協議していききたいと思います。

次に、後沢3号線と利府第二小学校の交差点については、この道路は優先となる道路がわかりにくいとの御指摘がございます。どれが優先道路か、一時停止の交通規制について塩釜警察署と協議するとともに路面標示や注意喚起の看板設置などの対応を検討していききたいと思いますから御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では、就学援助について再質問してまいります。

就学援助ですが、27年度の決算を見てみますと、この就学援助制度の利用率というのが減ってきているように感じるんです。2013年8月に実施されました生活保護基準の見直しは、現在の生活保護制度が始まって以来の大幅な引き下げでありました。生活保護基準の見直しで準要保護の方が就学援助から外れてしまうんじゃないかと、当時私一般質問したんですけれども、そのときは準要保護の方が就学援助から外れたということはなかったとそういう答弁があったと思います。そのときは、文部科学省が生活保護の見直しに伴いできるだけその影響が及ばないよう生活保護基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とするというような指示といいますか、その通告があったもので、ああやっぱりその対象から外れた人はいないんだと理解したんですが、ですが今現在、生活保護基準というのは下がっている状態ですよね。生活保護が下がっている前であれば就学援助の対象になるのに、この生活保護基準が下がったことによって対象者が少なくなっているということはないんでしょうか。この影響で利府町の就学援助を受けている世帯というのが減ってきているということは、そういうことはないのでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

助成対象者が減少となった理由ということでございますが、震災復興や経済の伸びによりまして全体的に家計の安定した世帯がふえたことによるものと捉えております。就学援助を受け

ている児童・生徒数は、平成25年で172人、平成28年度で142人であり、議員がおっしゃるように助成対象者は減っております。が、認定率はほぼ100%に近い状態にございまして、認定されなかった方につきましては基準を大きく超えた所得の方ということでございます。御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今の答弁ですと、やっぱり東日本大震災からの復興とか不況からの回復など、利府町民の生活レベルがよくなってきて上がってきているので就学援助を受ける人が少なくなってきたのではないかということだと思ふんですけれども、全体とすればそういう傾向あるのかもしれませんが、やっぱり各家庭を見ると決してそんなことはないんじゃないかなと私は感じております。就学援助ですが、学校での周知、そして広報紙でのお知らせなど、町はこの制度の周知に努力しているとは思いますが、就学援助を受けられるのに受けていない世帯というのもあるというのは事実であります。利用していない理由の1つに、この制度がしっかりと理解されていないということがあるのかなと思ふんですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、その就学援助の周知というのはどういうふうに行っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

就学援助の周知につきましては、新入学児童の説明会の折にチラシにより御説明しているほか、広報紙や教育委員会のホームページに掲載して周知しております。また、給食費や校納金等の納入相談があった場合など保護者のお話をお伺いしながら随時制度の説明をさせていただいております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 町も努力して周知はしていると思ふし、個別に受けていない人に確認すべきだということはいいませんけれども、やっぱりこの制度自体をしっかりと理解できていなかったり、あとは見栄といいますか収入が少なくても、やっぱりこれくらいなら支出できるんじゃないかと考えて就学援助を受けられるのに受けていない方、そういった方が私の近くでも実際にいらっしゃいました。せっかくやっぱりよい制度なので、取り残される方がいらっしゃらないように制度の説明などはやっぱりこれからもしっかりと行ってもらいたいと思ふ。

小学校、中学校は義務教育で無償なんですけど、無償の対象というのは授業料と教科書代に限られております。給食費、そして制服代、結構高いと聞いていますが、あとはドリル代とか修

学旅行の積み立て、所得の少ない家庭にはやっぱりこれは重い負担だなと感じるんですよ。そして今、就学援助の支給基準でもあります生活保護基準というのも今下がっている状態です。この就学援助制度の趣旨からすれば、やっぱり少なくとも利府町では対象者の世帯を生活保護基準の1.5倍以上に引き上げるべきだと思うんですが、やっぱり貧困の連鎖をなくすためにも検討するべきなんではないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

貧困の連鎖をなくするために基準倍率を引き上げてはどうかという御質問でございますが、やはり県内の状況をこちらのほうでも確認いたしまして、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり1.3倍以下の市町村が県内ではほとんどでございました。今回、改めて近隣の市町にも確認をいたしましたが、状況に変化はございませんでしたので1.3倍ということで当分の間は考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 1.3倍というのは、なかなかそれ以上は県内でやっているところが少ないからということだと思うんですけども、生活保護、この就学援助の基準にもあります生活保護には皆さん御存じの方もいらっしゃると思うんですけども、級地制度というのがありますよ。生活保護法の第8条2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差が見られる実態を踏まえて最低生活保障の観点から、生活保護基準に地域差を設けているものであります。都会に住んでいる方のほうが高い級地になっておりまして、大都会の東京都、横浜市、名古屋市や大阪市などは1級地の1ということになっております。隣の仙台市は1級地の2になっています。利府町の級地は3級の1なんです、低いんです。仙台市の就学援助の支給基準は利府町と同じく生活保護基準の1.3倍を目安になっていますが、級地自体が仙台市は1級地の2で、生活保護基準自体がやっぱり利府町より高くなっているんですよ。各自治体で就学援助の支給制度をやっぱり生活保護の何倍というような形にしていると思うんですけども、その生活保護自体にやっぱり差があるんで、利府町低いんで、この辺を考えて私はその生活保護基準の1.5倍にする必要があるんじゃないかなと思うんですよ。ちなみに、利府町の隣の塩竈市とか多賀城市、こういったところはやっぱり利府町よりも高い級地の2級の2になっているんですよ。やっぱり級地の考えからすると生活保護は低い利府町であれば、この基準を1.5倍に引き上げるのもやっぱり当然なのかなと私は感じているんですが、町の考えをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

生活保護基準につきましては、生活保護法に定められたものでございまして、議員がおっしゃるとおり物価差等に基づく算出がされております。確かに仙台市などは基準額が高い部分がございますが、やはり生活保護あたりが基準という観点で算出せざるを得ないものと考えております。生活状況等を総合的に判断しました上で認定としておりますことから御理解をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 庄司課長のほうからこの辺どうこうという話ではないと思うんですが、やっぱり生活保護の級地から見ても利府町の就学援助の対象者、やっぱりより低い所得の方に限られていると思います。所得の低い世帯の実態を考えれば、この生活保護の1.5倍に引き上げるべきだということはやっぱりこれからも言っていきますし、前向きにこれは考えてもらいたいと思います。

続きまして、2の就学援助入学準備金の事前に支給すべきだという形の質問をしていきます。

国の17年度の予算案で要保護世帯の就学援助のうち、新入学児童生徒の入学準備金の国の補助率の単価が2倍に引き上げられました。それで準要保護世帯の国庫補助というのは2005年に廃止されて一般財源化されているんですが、既に埼玉県富士見市などは準要保護世帯にもこの単価引き上げを適用すると表明しているんです。そういった自治体がある一方で、まだ態度を明らかにしていない自治体というのが多いんですが、本町は準要保護の世帯に対してはどのように対応していくのかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

本町につきましては、今年度より要保護の基準と同じく考えておりまして、小学生については2万470円から4万600円、それから中学生につきましては2万3,550円から4万7,400円に引き上げを行う予定となっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 準要保護世帯にも入学準備金を2倍にするということなので安心しました。

ではちょっとまず初めに、この入学準備金、こういった意味で支給されているお金なのかちょっと町の考えをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

新入学用品費につきましては、新入学に係りますかばん、学用品等の調達のための費用ということで捉えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 答弁していただきまして、入学するために必要なかばんとかそういったいろいろ準備するものがあるので支給しているものだと。この入学準備金ですけれども、これは経済的に苦しい世帯に対して支給されているお金だと思います。これは誰にでも支給されるものではなくて、経済的に苦しい世帯が対象になります。経済的に苦しい世帯の方は、子供の入学や勉強のためにたくさんのお金を使えない環境の方だと思います。そして、日々の生活を何とかやりくりしている世帯の方だと私は感じているんですが、町としてはどうなんでしょう、その辺意見をお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

就学援助を受けている方につきましては、そういった方も多いのかなという認識でおります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） そうですね、答弁いただきましたが経済的に苦しい世帯の方が多いという、そういう認識では一緒だと思います。やっぱりそのような世帯の方が子供の入学品を買うために設けられているのがこの制度ですから、やっぱり入学準備金は入学前に支給して、経済的に苦しくても安心して入学の準備ができる態勢を整えてあげるのが町の役割でもあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁にもございましたように、就学援助の認定時期につきましては6月以降となっております。入学前の支給については難しいものと考えております。認定後速やかに支給が図られるよう教育総務課としても努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ではちょっとお聞きしますけれども、入学準備金、6月以降に所得多分確認してからだということだと思いますけれども、この入学準備金というのは学校に在籍して

いないと、在籍が確認できていないと支給できないものなんではないでしょうか。特に小学校ですが、入学前に支給できない、入学前に入学準備金を支給できないという一番の理由って何なのかわりよと教えてください。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

入学準備金の入学前の支給につきましては、国のほうから通知が参りまして、就学予定者も対象となっているということもございますので国の方針等から離れたものではないということには認識しております。ただ、やはり先ほども申し上げましたように、認定に係る所得審査が大きな理由になってくるかと捉えております。支給後に所得超過があった場合は返納が必要となりまして、保護者負担の増につながるようになります。また、認定前の支給に関しては返納の問題だけではなく、他の自治体への転出等の問題もございますから慎重に研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） じゃあちょっと聞き方を変えますけれども、この就学援助制度の入学準備金を入学前に支給している自治体というのはどのくらいあるんでしょうかね。町としてそういった情報というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 平成29年度におきましては、県内の市町村で実施しているところはないと伺っております。ただ、2市町村のほうで30年度に向けて検討を図っているというお話は聞いておりました。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今答弁いただきましたけれども、2市町村というのは多分、名取市と柴田町が予定されているのかなと思いますけれども、この入学前に支給している自治体というのは結構、正確な数つかむのは難しいと思いますが結構多くの自治体で今取り組んでいることでもあります。北海道では8市15町、東北では青森市、秋田市、能代市、八幡平市、天童市とかそういうところがやっております。東京都でも9区10市で入学前の支援を約束する自治体がふえております。そして神奈川県の大和市では、中学生の入学準備金を入学前の12月に支給しております。12月に支給するということは年内に制服が注文できるということで、こういった画期的な取り組みがやっぱり保護者の方にすごく好評だということを知っております。既に多くの自治体が行っている取り組みなんですけど、一方で子育て支援では有名な最先端を行っている

利府町ではまだ行っていないというわけですが、ではこの入学準備金を入学前に支給している自治体は条例法律のグレーゾーンを行っているということなんでしょうか。もしくは、国の指針なり国の方針を全く無視して全く違うことを行っているというようなことなんでしょうかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、入学準備金の入学前の支給につきましては、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱、こちらのほうが平成29年3月31日に一部改正されまして就学予定者も対象となりました。このことから国の方針等に背いているということではないというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 庄司課長、教育総務課に移って初めての議会なのに厳しい質問してちょっと悪いなどは感じてはいるんですよ、それは感じております。入学前にこの準備金を支給しているというのは、やっぱり国も認めているという答弁だったと思います。本町では6月に認定して7月ぐらいに支給されるんでしょうかね。そういう話は聞いているんですけども、そもそもやっぱり生活が大変な方の入学準備金なので、やっぱり入学前に受け取らないと余り意味がないと感じております。それで入学準備のためにお金がなくて、やっぱり簡単に借りられるサラ金などに借金をしたら物すごい高額な利子で大変になってくると思いますし、ことし文部科学省が3月31日に生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生へ入学準備金をまず倍額して、支給は小学校入学前にも可能だという通告を各都道府県の教育委員会に出しております。援助を必要としている時期に速やかに支援が行えるように交付の要綱の一部を改正して、これまでは児童または生徒としていた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって中学校だけではなくて小学校に入学する前に支給できるようになったと私は思うのですが、やっぱり文部科学省も推奨していることなので前向きに検討できる課題ではないんでしょうかね。そしてこれは新たな財源って必要になってくるわけではありませんし、貧困家庭のさらなる支援のためにも利府町がやっぱり一番最初にこの2市3町の中でやるべきなんじゃないかなとは思いますが、これはやっぱりちょっとリップサービスも含めて町長の前向きに考えをお聞きしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほどからの入学準備金のこの議論をされているわけでありますが、まずこの就学援助の認定条件というのは前年の所得を確認してからという大前提があります。そのために前年所得確定する6月中旬以降に支給しているのが現状でございます。仮に、先ほどから議論しているように対象者が170数人から140数人に減少しているというわけでありますから、例えば前年の条件に倣って支給したら30人所得が上がって返還せざるを得ない、30人以上出てきます。そうした場合、せっかく前倒しで支給したのが所得精算したらもう該当しないから返還してください、と言われたらその返還請求を受けた方がかえってショックじゃないでしょうかね。どうでしょうか、私はそれが行政の温かみといいますか、先ほどから申し上げましたように、前倒しでやったら所得オーバーします、返してください、そうすれば職員とすれば大変それこそ冷たい行政になると思います。したがって、確実に所得が確定して、はい確定しましたとやって、ということでございますから。なぜなら先ほどから気になるのは、170数人いて東日本大震災以降140数人、30人も減っているわけでありますね。ですから、繰り返しになりますが30人該当しなくなる可能性もあるわけであります。ですから、前倒しやっただ方が30人分が返還請求される可能性も出てくるわけでありますから、確実に所得を確定して、そのほうが私とすれば何と言いますか、貧困者、家庭に対する配慮じゃないかと私は思っております。別に早く出したくないんじゃないで、確定してその手続を踏みたいという話ですからよろしく願います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、町のそういったしっかりとした段階を踏んで支給したいというその気持ちは私もわかります。ただ、やっぱり前の所得、前の所得って言いますけれども、前の所得が上がっていてもやっぱり1月から2月、3月と急に個人事業者で仕事なくなってしまうとか、逆に本当に一気に生活の質が低下したり、本当に貧困に陥って今そういった状況も考えられますので、やっぱりそれは個別にしっかり見ていって、この就学援助、入学準備金というのはやっぱり早目に出してあげるといのが必要なんじゃないかなと思います。町長おっしゃったように、返さなきゃならないんじゃないかなんていろいろ今先進的にやっている自治体でもそういった話はあったみたいなんですよ、それをどうやったらなくせるかということで、いろいろその自治体も研究しながら踏み込んだらいいので、やっぱりそういう先進的に行っている自治体も勉強していただいて、それで入学準備金を初めに準備するときに出すというような、そういったところをまず利府町が先頭に立って行ってもらいたいと思います。

次に、同居しているひとり親についての質問をいたします。

例えば、ひとり親世帯で親と同居の場合でも生計が別だと考えられるのは、世帯分離をしていて、まずあとは入るドアが別とか、水道計も別など自分で光熱費を納めているということが示された場合なら、やっぱり同じ住所でも就学援助のその申請した家族のみの所得として考えられるのかその辺のちょっと、どんな形でその世帯が別だというふうに、一緒に暮らしていても世帯が別なんだと、どういう場合がカウントされるといいますか、申請者の所得のみで貧困がわかるかといえますか、就学援助の対象になるのかちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、やはり水道ですとか、それからガス、入り口が別、それから生計が全く別ですよということがはっきりわかるような状況が確認できれば、申請した家族のみでの所得の判定になるものとしてこちらのほうでは捉えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 生計が全く別の場合と表現しましたが、ドアが別だったり、ガスが別、水道計も別、キッチンが別、お風呂が別というような家になりますと、こういった家というのは2世帯住宅になりますし、そういった家を建てられるというのはやっぱりお金があって裕福な家庭だと思います。普通の収入の方ではなかなかこういったところは難しいんじゃないかなと思います。それでは、ひとり親世帯でその親と同居の場合は経済的に支援している、応援していると見てしまうのは仕方ないことかもしれませんが、実際に経済的にお金を支援してもらっている家庭というのは少ないと思います。今、親の世代も年金が少なくなって生活が苦しくなってきました。老後に計画していたということを見直している高齢者も多いということもやっぱり理解してほしいと思います。そして団地ですと家のローンを払うわけですから、そのローンも30年、35年と続いていて払い終わるのが65とか70歳で、やっと払い終わるといふ高齢者もおります。そんな親にやっぱり支援してもらえないというのは、自分の親と同居しているひとり親の大半の方だと思います。そういう実態を考えると、ひとり親の家庭でたとえ親と同居していても本当に困っている場合は就学援助の対象になるようにやっぱり考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように年金等の所得の少ない世帯への同居についても考え得るということでは認識しております。しかしながら、やはり所得として確定した額を基準としていること、そ

れから同居によって家賃等の支払いがないことなどを考慮した場合は、同居していない世帯と同じような判断をすることは少しやはり難しいのではないかなというふうに考えております。また、教育長答弁にもございましたように地区の民生委員からの所見をもとに御本人から生活の状況などを伺いまして、総合的に判断した上で援助に対する認定を行っておりますので、その辺のところを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ひとり親ですね、特に母子家庭の方はやっぱり本当独立して生活したいなど考えていると思うんですけども、やっぱり子供が高校とか大学に進む上でなるべく貯蓄したいと考えて同居しているのが本音だと思います。決して親元で暮らして楽しんで暮らしているという方はいないとは言わないですけども、やっぱり利府町では少ないと思います。やっぱり親と同居の場合もその世帯の生活を個別に考えて就学援助を受けられるように、ちょっとこれからもいろいろ難しいとは思いますが考えてもらいたいと思います。

次に、クラブ活動費などの就学援助費の改善について質問してまいります。

この就学援助の答弁で、就学援助を受けている家庭というのは日々の生活も厳しい、苦勞しているというのは町も理解されていると思います。そこで考えてほしいんですが、1つは野外活動費や修学旅行負担金の実施前の支給です。そして、あと子供がやっぱりやりたいと思ったクラブ活動ができるように、クラブ活動の支給もやっぱり考えてほしいんです。それと同時にやはり生徒会費、PTA会費の支給もこの就学援助の対象にすべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

町が今現在行っている援助の内容につきましては、準要保護世帯につきましても要保護世帯に対する援助と同等の制度というふうになっております。こういったことから、さらなる援助というのは少し難しいのかなというふうに考えております。教育長答弁にもございましたが、修学旅行費などの実施前支給についてもやはり検討は必要かと思いますが、今後国の制度の動向等を見ながら調査研究をしてまいりたいと考えております。御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） この就学援助制度の改善と拡充は、子供の貧困対策の一環としても緊急の課題だと思っております。町に対してやっぱり引き続き同制度の改善求めていきますし、各

自治体の対応をやっぱり見ていくのではなくて、利府町が先頭に立って、特に就学援助の入学準備金の入学前支給、これは早急に判断してもらいたいと思います。

続きまして、児童クラブについて再質問してまいります。

まず初めに、ことは児童クラブの入所希望者が多かったと思いますが、昨年度と比較してどのくらい多かったんでしょうか。申し込みの現状などをもう少し詳しく教えてください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） 5番、安田議員の再質問にお答えいたします。

4月1日を入所基準としまして申し込み者数は、昨年度の申し込み者数490名に対しまして、今年度は昨年度と比較しまして75名増の565名となっております。そのうち、入所が決定した児童は533名で、3カ所の児童クラブに32名の児童が待機となっております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今回児童クラブの待機児童解消や、待機になってしまった保護者への説明など、町は大変丁寧に保護者の方に説明したと、保護者の方からそれは聞いております。大分前から児童クラブの利用数などを予測して対応してきたと思うんですが、それでも今回は待機になってしまったという。青山小学校は場所が確保できているけれども、まず指導員ですか、それがやっぱりいらっしやらないんで、夏休み前にこれは改善できるということでありました。今後児童クラブに入所する方がふえたら、まずどうなるんでしょうか。また、来年度の予測というのはどうなっているのかその辺も教えてください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） お答えいたします。

まず、希望する児童がふえた場合ですけれども、児童クラブの弾力運用やサテライトの開設等も含め待機児童をできるだけ出さないように十分に検討をしてまいりたいと考えております。また、来年度の予想と対応ということですが、毎年児童クラブを利用している1年生から5年生の入所児童の保護者や、町内の幼稚園に通園している園児の保護者の方を対象にしまして、児童クラブの利用意向調査を実施しております。それにより、実態に即したニーズの把握に努めるとともに次年度についても児童クラブの運営等の参考にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 来年度は待機者は出ないということによろしいんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） 10月ごろに今言いました実態調査実施します。それに基づきまして今入所している1年生から5年生の方、児童クラブを利用するかどうか、また幼稚園に通園している園児の保護者の方にも実態調査、アンケート調査いたしまして児童クラブを利用するかどうかを確認しまして、それに基づきまして人数を把握したい。実際は入所申し込みあった人数になりますけれども、ある程度的人数把握はできるのではないかと考えております。今ここで待機出るかかどうかというのは、何とも言い難いところです。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。

（2）の求職活動中の方は原則対象となりませんということで、ちょっと質問してまいりたいと思います。

今回この質問をする上で、児童クラブを希望する何人かの保護者から相談を寄せられました。内容としましては、やっぱり子供が小学校入学するのを機会に働こうと考えたところ児童クラブがいっぱい入れない、安心して就職活動ができないということでありました。児童クラブの入所案内には、求職活動中の方は原則対象となりませんという項目、文言があります。これは小学生の保護者は、子供が小学校に行っている間に就職活動ができるから設けていると、そして保育所のゼロ歳児のように預からなければ就職活動もできないという保護者ではないのだから、この項目があるんだよという話は聞いております。この就職活動中の方は原則対象となりませんというこの項目ですが、児童クラブがいつでもあいていて入所が可能ならば、この項目は理解できます。ですが、児童クラブがいっぱい子供の預かり先が決まっていない状態では、やっぱり思い切った就職活動ができないと思います。そしてファミリーサポートもあるという話が聞きましたけれども、1日、2日ぐらいだったらやっぱりファミリーサポートでもいいかなと思うんですが、これが1カ月、2カ月となるとやっぱり費用の面で大変な負担になるので、それもやっぱり難しいんじゃないかなと思います。

具体的な話をしますと、今回はウジェスーパーとか薬王堂とか幸楽苑など求人を募集するような業者多くありました。時給も高かったと思います。ある方は履歴書を書いて面接をして採用になりましたが、いつから来れますかと開店前に社員教育があるのですぐに来てくださいと言われてましたが、やっぱり子供のことが不安で断ったそうです。その方の子どもは、ことし1年生だったからそうなんですけれども、やっぱりそういう保護者というのは何人か私の周りにいらっしゃいました。また、児童クラブの申し込みがおくれた方なんですけど、家庭の事情で働かなければならなくなると就職して児童クラブに申し込んだら待機になってしまったと、その

子供は6月1日で二小学区なんで改善されましたが、これまでの4月、5月、2カ月間、その子は鍵っ子で保護者が仕事から帰ってくるまでずっとひとりで待っていたと言います。やっぱり1年生の子供ですから、これはちょっと問題なんじゃないかなと考えております。待機がある場合は、やっぱり待機になる可能性をまず説明した上で仮申請ぐらいは受け入れてもいいんじゃないかなと思います。そして受け入れた上で預かり場所の拡大をやっぱり同時に考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。質問がちょっと長くなっちゃったんですけども、要約しますとせめて1年生から3年生の生徒は待機にならないように努力してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） お答えいたします。

利府町では児童クラブ入所基準要綱によりまして、優先順位を定めております。新1年生から新3年生の順に優先的に入所を決定しております。今年度は今安田議員のお話にありましたように、町内に新規の事業所が複数店舗、約1カ月の間にオープンしたことなどから待機児童が発生した要因にもなっているものと思われまます。来年度以降につきましては、意向調査等を参考としながら受け入れ体制の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 町のほうでも今回の児童クラブの予測というのは、大変難しかったと思います。ですが、これから新中道の開発とか大型スーパーの出店なんていうのも予定されています。働こうとする女性、働く女性をやっぱり応援するような体制を整えてもらいたいと思います。

続きまして、第3土曜日の開設について質問いたします。

現在、児童クラブの第3土曜日の利用状況というのは5%という答弁あったんですけども、何人ぐらい利用なされているんでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） お答えいたします。

平成29年度の第3土曜日の利用状況ですけれども、5月は第3土曜日が運動会でありましたので4月のみの利用状況となっております。4月の登録児童が533名、そのうち実際に第3土曜日に児童クラブを利用した児童が29名となっております。平均利用児童は4.1人で、利用率は5.4%となっております。また、利用児童が5人未満の児童クラブが5カ所ありました。そのうち、利用児童がゼロの児童クラブも1カ所ありました。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ことし児童クラブ、申し込みがふえているという、働く女性、働こうとする女性がふえてきているからだと思います。土曜日の利用状況、今29人ということですが、7カ所の児童クラブですから平均4.1ということで、ゼロもいたということですが、やっぱり全くゼロではないですね。これからも働く場所がふえれば、こういった女性が働いて子供を児童クラブに入れようというような、そういった考えの方もふえると思うんですけども、需要は毎週開設すれば需要はあると思うんですが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） 先ほどもお答えしておりますとおり、毎年児童クラブを利用している1年生から5年生の入所児童の保護者や町内の幼稚園に通園している園児の保護者の方を対象としまして意向調査を実施しております。その中で、1カ所に集約しての児童クラブの利用等につきましては、通所というか送迎の問題で親が送迎した場合は利用しないという方も中にはいますので、ちょっとなかなか難しいのかなと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） これから意向調査とかをまた行うんでしょうから、やっぱりその意向調査とか確認しながら毎週の土曜日というのもぜひ検討してもらいたいと思います。

続きまして、（4）番の指導員の不足についてちょっとお聞きします。

児童クラブは今指定管理者に業務委託してしまっていて、委託先で正社員として採用など行っても指導員の確保ができていないということでありました。この指導員の確保というのは難しい問題ではありますが、やはりやりがいのある仕事、キャリアアップできる仕事として指導員の仕事を魅力ある職場にしていかなければならないと思います。また、児童クラブの現場からの意見などはやっぱり町のほうにも入ってきているとは思いますが、今後やっぱり発達障害の子供への対応など、よりニーズが多様化していると思うんです。発達障害などの支援が必要な子供に対しての、そういった子供の受け入れなどやっぱり専門性を備えた人材の確保というのが求められているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） お答えいたします。

先ほども町長の答弁にもありましたとおり、現在事業者が配置している支援員につきましては、教員免許の有資格者、この教員免許の中には養護教諭も含まれております。そのほかに保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、社会教育主事などの有資格者を積極的に採用していただいて

おりまして、各児童クラブに配置しているところです。今後も事業者に対しまして専門性を備えた人材の確保について要望してきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。あと1分ありますね。最後の交通安全について質問しますね。

まず、対策が必要な箇所17カ所あったということですが、これは新1年生が入学するまえにはまず全部改善されていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

新入学生が入学するまでに全部改善されているかということですが、非常に大きな改修を伴うもの等もございますので、そういったものについては時間がかかるものかなと思います。17カ所の中には、例えば融雪剤を置いてほしいですとか、それからあとは除草してほしいというところがございますので、そういったものにつきましては時期が来ましたら対応するような形で実施しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 了解いたしました。

（2）に移ります。

通学路は毎年そういったところにカーブミラーとか、標識とかそういった要望って多分多く通学路の場合は町のほうに来ているんじゃないかなと思うんです。その要望によって、実際にその標識など設置につながった箇所というのはやっぱり何カ所かあると思うんですけれども、実態のほうをちょっと教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

平成28年度のデータになりますけれども、要望あったPTAからの箇所については一時停止の要望1件ありまして、ここは警察に要望しているところでございます。そのほかに注意喚起の設置要望3件ございまして、1件は対応できたんでありますが、その他につきましては交通の支障となるおそれがあることからほかの方策ということで検討してございます。そのほかに街頭指導、照明灯の要望があり、これについても課題等ございまして実施には至っていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 了解いたしました。

ちょっと最後なんで（3）の質問をします。

塚元古墳入り口の交差点、警察と協議していくということでしたが、やっぱりここ看板もあるし、Y字路なんかは黄色い看板もあるんですね。やっぱりこういうときにここに注意をするような看板というのが必要なんじゃないでしょうかね。あとはもう一つは、利府おおぞら幼稚園から下ってくるところですね。第二小学校線と当たるところ、あれは第二小学校線がやっぱり優先だと思うんで、逆にその何か安全対策どういうふうにするのかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

第二小学校の下の道路ということで御質問ですが、1カ所古墳のところにつきましては一時停止設置してありますけれども、なかなかとまらないということで、このことにつきましては警察の規制が入っていますので、そちらの規制及び取り締まり等なるかもしれません。そういったことで、もう一度改めて塩釜警察署所轄のほうと、とまらない方が多いということでいろんな方法であったりというのを協議していきたいと思います。それと、おおぞら幼稚園からのどちらの優先かはわからないという路線ですが、そちらについても確かに御指摘のようにそういった意味ではどちらが優先かわからないので、これについても一時停止必要かと思っておりますけれども、これも規制かかってくるところでございますので、今後警察署と協議していきたいと思っております。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（櫻井正人君） 以上で、5番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は14時15分といたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時14分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、3番 後藤 哲君の一般質問の発言を許します。後藤 哲君。

〔3番 後藤 哲君 登壇〕

○3番（後藤 哲君） **3番、公明党、後藤 哲**でございます。

私ごとで大変申しわけありませんが、喉の調子が悪く聞きづらい点もあると思っておりますがお許

し願いたいと思います。

さて、今定例会には2点について通告しております。通告順に御質問いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、1のごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度についてお伺いたします。

本町では住宅団地の開発が昭和、平成にかけて盛んに行われ、ほとんどの団地が20年以上経過しております。各団地のごみ集積所も年月とともに劣化が進み、回収等に変苦勞されているとお伺いたしました。各家庭から排出されるごみや資源化物などの収集のために設けたごみ収集ステーション等の設備を地域の団体が自主的に整備する場合に、その費用の一部を助成することにより、ごみステーション美化運動の推進を図り清潔保持と町の美化、ごみの効率的な処理及び資源循環型社会の形成を進めようとするもので、ごみ集積所の施設を自主的に整備する場合、その整備工事に対して一定の条件のもとに補助金を交付している団体もあることから、次の点について町の考えをお伺いたします。

（1）民間の土地にごみ集積所としてネットだけで設置しているところもあることから、美化の上からも調査するべきと思うがどうでしょうか。

（2）町所有の空き地、空き施設等をごみ集積所に代替はできないものかお伺いたします。

（3）ごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度の取り組みについてお伺いたします。

次に、大きい2点目。障害児を支える通級指導についてお伺いたします。

通級による指導は学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童・生徒に対して各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を通級指導教室といった特別の場で行う特別支援教育の1つの形態であります。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童・生徒に個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに弾力的に提供する教育であり、この指導は数単位、時間程度の指導で教科の学習等、大半の授業は通常の学級で行われます。通級による指導は障害による学習上、または生活上の困難な改善克服を目的とした指導が児童・生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながると期待されております。発達障害など障害のある子供たちが、小中学校の通常学級に在籍しながら週1回程度別室で授業を受ける通級指導担当教員不足が指摘される中、教員定数が改善され2017年3月に義務標準法の改正法案が国会に提出可決されました。通級による指導及び外国人児童・生徒等への日本語指導にかかわる教職員定数の基礎定数化に向けた法律の改正が行われました。これにより、10年間で通級による指導を行う教員を段階的にふやすことが決まり、2017年度から安定的に増

員されることになりました。そのことから障害児教育を支える通級指導導入の必要性が大切と思うことから、次の点について町の考えをお伺いいたします。

（1）LD学習障害、ADHD注意欠陥多動性障害の児童を対象とした本町の取り組みについてお伺いいたします。

（2）障害に応じた学習指導と生活訓練に取り組む考えをお伺いいたします。

（3）保護者の取り組みも大変重要だと思われま。保護者からの要望などはお伺いいたします。

以上、2点でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、ごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度については町長、2、障害児を支える通級指導については教育長。初めに、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 3番、後藤 哲議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度についてのお尋ねでございますが、（1）と（2）につきましては関連がございますので一括してお答えを申し上げたいと思いません。

民間の土地に設置されているごみ集積所の調査につきましてでございますが、集積所につきましては町内会等により502カ所に設置されております。環境美化推進員の皆様が排出の指導、あるいは集積所の分別確認を行っていただいております。また、経年劣化等によって管理上支障を生じた集積所については、管理している町内会から随時情報を提供していただきまして改修の助言を行うとともに、移設した場合には報告をいただいているところであります。しかし、全箇所の実態は把握できておりませんことから、改めて設置の形態、使用状況について調査していきたいと考えております。

町有地への移設についてであります。議員御指摘のとおり民間の土地にネットが設置されているだけの集積所もございます。これまでも町内会から要望があった場合には周辺の状況を確認した上で対応しているところでございます。

（3）の設置や改修に伴う補助金制度についてであります。集積所の管理については町内会をお願いしているところであり、現在のところ補助金制度等は考えておりませんが、県内でも補助金を交付している例もありますと聞いておりますので、今後調査していきたいと考えておりますので御理解をお願いをしたいと思います。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番、後藤 哲議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の障害児を支える通級指導についてお答え申し上げます。

まず、（1）のLD、ADHDの児童を対象とした取り組みについてでございますが、特別な教育的支援が必要な児童・生徒につきましては、学校での児童・生徒の生活や学習の取り組み等を保護者に説明するとともに、保護者からは家庭での生活状況等の情報をいただき双方で理解を深め、また関係機関と連携を図りながら支援計画を作成し、就学先や通級などの指導が行われております。

平成29年度においては、小学校は5校、中学校は1校において教員の加配を受けた上で通級指導を行っており、一人一人の児童・生徒の成長、発達段階に応じた適切な相談や支援を行っております。なお、通級以外の時間は普通学級において学習を行っておりますが、町独自の取り組みである特別支援助手が各小中学校に、サポートティーチャーが各小学校に配属されており、学習の支援を行っております。

次に、（2）の障害に応じた学習指導と生活訓練についてでございますが、各学校には障害に応じた特別支援学級が設置されており、知的、情緒、病弱、肢体、難聴、弱視の児童・生徒が各教室でそれぞれの障害に応じた学習指導と生活訓練を受けております。

LD、ADHDの児童・生徒につきましては、主に通級において学習指導を受けておりますが、支援学級、通級指導ともに子供の特性に応じて学習内容の変更や調整を行い、子供たちが安心して授業を受けられるように指導を行っております。

それぞれの障害を持った子供の特性について、他の保護者や子供たちが理解を深められるように努めるとともに、その子供たちの持てる力を最大限に発揮できるような学習指導及び生活訓練に取り組んでおります。

最後に、（3）の保護者からの要望についてでございますが、先ほどお話ししましたように各学校においては情報提供や説明をしっかりと行うとともに、家庭からの情報等も日ごろから聞き入れ、子供と保護者に寄り添った指導を行っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） それでは、再質問させていただきます。

1点目のごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度について再質問いたします。

（1）の民間の土地のごみ集積所としての点で、私は今回10カ所近いごみ集積所を調査させ

ていただきました。地域によっては、ごみ集積所に消火器を設置しているすばらしい地域や、コンクリートの設置枠はあるもののカラスネットだけをかぶせているところ、また、枠もあり木製の囲いで中が見えにくい集積などを確認させていただきました。中でも大変なところでは、先ほど町長が述べたところかと思いますが、手前の道路幅も狭く、一段高くなっている民間の土地をお借りしてコンパネを敷き詰め、ネットをかけるだけの集積所もありました。枠もないこのような集積所は、ごみの多い回収日にはごみ袋が道路に落ちていてカラスに突かれ、ごみが散乱し衛生的にも改善のために調査が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 3番、後藤議員の再質問にお答えします。

確かに、ごみ集積所、今議員おっしゃるように置き方がいろんな集積所、歩道にまではみ出ているというのもございます。基本にごみ集積所を民地に設置している場合と官地に設置している場合がございますが、利用者の各班でその集積所を利用しているわけですけれども、ごみ設置場所の所有者の同意、土地の同意ですね、それと利用者のそういったいろいろな地区的な各地区の置き場所というものはいろいろございます。そういった意味で私どもの役場のほうから、この場所というのはなかなかしづらいですけれども、今議員御指摘のように今古くなっているところ、それと管理上問題があるところは改修が必要であるとは役場的には考えてございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 改修が必要ということで、ちょっとまた質問させていただきます。ある集積所では、道路からはみ出して崖のようなところに簡易な足場パイプで組み立ててネットを張りつけているところ、また、ガードレールにネットだけくくりつけているだけのところも見受けられました。そのような改善については、どのようなお考えなのかお伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

今、議員おっしゃられるように簡易なネットでとか、ガードレールに直接とか、それはあるかと思いますが。それで先ほども答弁の中で申し上げたとおり、各利用者の同意及び土地というのが必要でございます。そういったものの状況をクリアして初めて恐らく望まれる形態といえますか、そういったことになろうかと思いますが。今議員おっしゃられた指摘の場所については、なかなか土地が確保しづらいようなところでの利用状態だと思いますので、相談があれば役場からは住民利用者同士で、利用者の中で話し合ってもらい、どこが一番いいのか、その場

所はどなたが所有しているのか、いろいろ助言しながら進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 地域の同意、助言があればということなのですが、多分町内会ではもう大変な苦勞をしてどうしようもないかなということで私のところをお願いに来たと思っております。本町は東京オリンピックのサッカー予選会場の候補地になっていると思いますが、国内を初め海外からも多くの観戦者が訪れると思います。そのことから、調査し改善する必要性を感じますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど町長が答弁しましたように、実態、詳細ですね、把握し切れてございません。箇所は先ほど町長が申し上げたとおり502カ所ということで、そちらのほうの所有の状態であったり、管理の状態、問題の状態、問題の状態については美化推進員、監視おりますのでそちらの方から聞いているわけなんですけれども、そういったことを含めながら改めて詳細について今後実態調査していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（2）の町所有の空き施設等をごみ集積所ということで質問をさせていただきます。

神谷沢にある配水場は現在使用されていないと思いますが、このような施設の空き地部分を集積所として町内会に貸し出すことはできないものか伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

神谷沢の後沢地区だと思うんですが、この施設は補助金を活用して整備したものでございます。補助事業により取得した財産につきましては、ごみ置き場等の目的外で使用する場合には補助金を返還しなければならないということになってございます。貸せるかどうか、補助金の返還額とも調査いたしまして担当課と協議したいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 補助金いただいたので使うときには返金をしなくちゃいけないって今話しますが、いつごろからこの施設は使用していないんですか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

この施設は簡易水道時代に整備したものでございまして、上水道に切りかわった時点で使用していないものでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） いつからですか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

済みません、ちょっといつからというのははっきりと今お答えできないです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） この施設をちょっとたまたまなんですが施設の斜め向かいに集積所あるので、その辺をちょっとお話させていただきたいと思います。

この施設の斜め向かい側にあるごみ集積所の面積は、幅1メートル、長さ5.4メートルぐらいで88世帯の皆様が利用され、1世帯で仮に平均1.5個のごみ袋を置いた場合132個の回収になり、設置場所にごみがあふれております。昨日も私8時ちょっと過ぎに確認させていただきました。狭い道幅にあふれ出ておりました。町所有の空き施設は幅1.8メートル以上で長さが6メートル以上ありました。ぜひ、貸し出しの方向で早目の対応を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、まずもって返還金額が幾らになるか、それからあと県とも協議等をしていかなければなりませんので、その辺を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 今の箇所をちょっともう一度確認なんですけど、その建物を貸してほしいんじゃなくて、そのあいている土地を設置場所というか、簡易に置く場所としても返金はしなくちゃいけないという確認させてください。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

議員さん申されたように、その土地に関しても補助金も入ってございますので、貸し出しに関しましては補助金を返還していかなきゃないということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） わかりました。ちょっと返金する云々はまだ私も調査させていただきたいと思います。

（3）のごみ集積所の設置や改修に対する補助金制度の取り組みについてお伺いいたします。

先ほども述べたように、住宅団地の開発が昭和、平成にかけて盛んに行われ、ほとんどの団地が20年以上経過しております。本年3月で富谷市は補助金制度は終わったと思いますが、富谷市を除く近隣の自治体では補助金制度の取り組みは行われてはいないと思いますが、自治体独自に補助金制度を実施している行政や行政を紹介しながらお伺いいたします。

初めに、大津市では、ごみ排出の集積化やごみ収集の効率化を図り、集積所周辺のごみ散乱を防止し、市民の良好な生活環境を守ることを目的として、ごみ集積所を設置する場合や改修に必要な費用の一部補助金を交付しております。次のいずれにも該当し補助金交付の申請ができる方を補助事業対象者とします。市内の自治会またはこれに準ずる方で集積所を適切に維持管理されている方で営利を目的としない方、また、ごみ集積所を新たに設置する事業や既存のごみ集積所にごみ収納庫を設置する事業や、既に設置してあるごみ集積所の建てかえなどの再整備をする事業等に補助をしているようですが、このような取り組みはできないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど議員、富谷市のことを取り上げていただいたと思います。28年度で終了したのかというような話ありましたけれども、手元に29年度、今年度末までの、30年3月までの有効のこの資料ございますので、富谷市は今年度もやっているようです。そして先ほど全体的な答弁なんですけど、町長答弁いたしましたように現在のところ補助金の制度ということは考えておりませんが、富谷市のような状況、いろいろな目的があつての設置というふうに考えてございますので、そういったものを検討しながら、町で勉強しながら考えていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 私が調査した町内のごみ集積所の中には、かなり傷みの激しい集積所もありました。草津市で行われている補助制度ですが、ごみ集積所の設置または改修を促進するため、町内会がごみ集積所を整備しようとするときは補助金を交付しております。交付対象者は町内会です。補助対象になるごみ集積所は、ごみ集積所の新設、移設、また改修で、次に掲げる要件の全てを満たしたとき面積が1.5平方メートル以上の構造で屋根つき、三方壁または網かご式、一辺が開閉式扉になっているもの、高さ60センチ以上で維持管理は町内会、また過去に補助を受けたことのある集積所については補助から15年以上経過したものに限りありま

した。このような取り組みについて、本町も調査研究が必要と思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

再度のお答えになりますけれども、同じように先ほど答弁いたしましたように富谷市のような状況がございますので、やっている自治体県内でも少ないと思いますけれども、そういった状況、経過などを勉強しながら考えていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、大きい2点目の障害児を支える通級指導についてお伺いいたします。

（1）の学習障害、注意欠陥多動性障害の児童を対象とした本町の取り組みについてお伺いいたします。

御存じのように、通級指導教室とは小中学校に通う比較的障害の程度が軽い子供が通常の学級に在籍しながら、その子の障害特性に合った通級による指導という個別の指導を受けるための教室でございます。通級による指導とは、小学校または中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態ですが、本町はどのように取り組まれているのか初めにお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 通級指導に関してですが、先ほど教育長が答弁したものがほとんどでございます。通級指導に関しては、本町では118名の子供が通級指導の対象になっております。そのうち小学生が109名、その内訳ですがことばの教室が32名、LD、ADHD、高機能自閉症が77名、あと中学生が1校だけですがLD、ADHD、高機能自閉症で9名、合計118名となっております。質問のお答えに関しては、先ほど教育長が申し上げたとおりでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 先ほどの答弁でも通級指導教室は導入されていると理解しております。少し安心したんですが、小中学校全部じゃなくて中学校が1校で小学校が5校でしたでしょうか（「そうです」の声あり）5校ですね。これ全中学校、全小学校に導入する予定はあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

理想はやっぱり全部の学校にあるのがいいと思います。小学校1校いってない分は、それはことばの教室でLD、ADHDとは違いまして、その学校には残念ながらLD、ADHD関係の通級指導はございません。そこにもあればいいなと私は思っております。あと中学校2校に関しても、こちらのほうから要望はどんどん県のほうに出していきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 先ほどの回答で118名の生徒ですかね（「はい」の声あり）発達障害ということで、その中で他校の通級教室に通っている方っているんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

ことばの教室32名、ある小学校でやっていますが、そのうちの24名が他校から来ているという状況です。LD関係は全部校内で行っております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 勤務標準法の改正により、通級指導の教員1人当たりの子供の数は2016年度の16.5人から13人になり、よりきめ細やかな指導ができるようになるのではないかと期待もあります。本町では学級担任の先生が通級指導の教員を兼ねているのでしょうか。それとも通級指導の教員が受け持っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

専任の者がおります。担任が兼任するということはありません。専任でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 通級指導員の専任というのは、今言われた5校と1校に全部配置されているという考えでよろしいですか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 小中学校では、障害のある子供の個別指導計画を作成することが学習指導要綱で定められておりますが、特に通級による指導を受ける子供の場合、通常学級と通級指

導学級のそれぞれで支援計画が作成され、お互いの教員が連携し十分な協議を行って支援を進める必要があると思いますが、計画の作成は指導教諭なんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 指導計画に関しては、1人では作成はいたしません。通級指導担当、担任、あとは特別支援コーディネーターとかいろんな者がチームをつくって検討してつくっております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 通級指導の教員を新たに採用する考えや増員する計画はあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 基本的には教員の定数や加配の配置は国が制度を決めて県が配置しておりますので、町としては要望を出すところまでしかできません残念ながら。可能な限り要望を出していきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 県のほうに要望を出しているということで、理解でよろしいですね。（「はい」の声あり）

次に、関連があると思いますが（2）障害に応じた学習指導と生活訓練に取り組む考えについてお伺いいたします。

学校教育法施行規則第140条の各号のいずれかに該当する小学校・中学校に通い、特別支援学級に在籍していない児童・生徒で障害に応じた特別の指導を行う必要がある場合、通級による指導の対象となります。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、病弱及び身体虚弱などがあります。全ての障害種別のクラスが設置されていない場合がありますが、本町ではどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） もし障害があった場合、医療機関のほうでそういう診断があった場合は必ずそういう学級は設置しなくてはいけないという決まりになっておりますので、肢体不自由のお子さんがいれば肢体不自由学級が必ず設置されます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 大変安心いたしました。ありがとうございます。

一人一人の障害の状況に応じた具体的な目標や計画を立て、特別の教育課程を編成して指導

が行われると思いますが、例えば言語障害のある子供が音読が苦手で国語の授業ができない場合に読む練習をしたり、算数障害のある子供が筆算しやすいように升目のあるプリントで掛け算を学んだりする場合があります。本人の障害に合わせた必要な支援やフォローを通級指導教室で受けられる、このような取り組みは行っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 結論から言いますと、行われております。個別の指導計画というものを一人一人のために全学校つくっております。その個別の指導計画は、担任、あと通級指導担当者と保護者の方とか、そういう要望も全部含めその子のニーズに合ったもので作成しております。教材もおのずと変わってまいります。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） それでは、次に（3）保護者の取り組みも大変重要だと思われる、保護者から要望等はどうかについてお伺いいたします。

通級の支援対象となる障害の基準は明確にはありません。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度とされております。学習面や生活面など学校生活で子供が困難を抱えていないか、さまざまな面から判断されます。就学相談などで親の希望や本人の障害の状況や困りごとなどを合わせて検討されます。明確な基準がないために特別な指導を必要とする程度の判定は、地域や学校によって異なる場合があります。そのような困りごとなど保護者からの相談はないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） ケースバイケースですが、保護者の方から、うちの子供がこういう状況なんでちょっと相談したいことがあるとおっしゃってくる場合もありますし、保護者の方が一切そのことは気になさらない方もございます。いろいろ保護者によって変わります。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 私たち公明党町議団は先月、我が国における発達障害の現状と課題について、大阪大学大学院の片山教授の研修会に参加してまいりました。研修会の中で教授は、発達障害の有無にかかわらず、色の見え方や考え方の認識に差異があることや、みずから当たり前を物事を考える物差しにしないで理解を進めてほしいなどと教えていただきました。その上で、発達障害児、発達障害者のいる家庭への教育や福祉、医療など包括的な支援の必要性を指摘され、発達障害がある人もない人も互いに受け入れる個々の意識変革が不可欠であると訴えておりました。発達障害があったと思われる著名人には、ニュートンやエジソンなど世界にた

くさんおられます。彼らはみずからがこだわっている興味・関心を否定されない教育を受け、得意な部分を伸ばすことで偉大な仕事をしました。そのことから教育の影響はとても大きいと思います。日本は昔から皆と同じようにできること、苦手を全部克服して全部できるようになることがとうとばれる傾向にあります。発達障害の子でも苦手の克服が課題とされる場合があります。子供はできないことばかりに注目されると意欲を失ってしまうのではないのでしょうか。それよりも子供がこだわっていること、得意なこと、好きなことを上手に伸ばすことで、本人にとって社会で活躍する武器ができ就労支援につながると思います。周囲の大人が本人の特性への理解を深め、本来のよさを引き出していただければと思いますがいかがでしょうか。最後に、教育長に発達障害に対する所見を伺って私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 発達障害について、後藤 哲議員から質問がありましたのでお答えを申し上げます。

私が記録している24年7月13日の記録が私持っているんですけども、特別支援教育のあり方に関する特別委員会の報告がありました。その中で、共生社会と学校教育という話があるんですけども、特別な指導を受けている児童・生徒の割合が英国では約20%、米国では約10%、日本は3%だったんです、そのとき。それで文科省は力を入れていかなければならないという形で、今加配措置をしているんです。私が考える子供たちの教育の中では、やっぱり互いを認め合う教育が大切だというふうに思います。今問題なのは、教員のほうはこの15年かかってかなり特別支援教育に対する理解を深めております。研修会もかなり持っていますので。ただ、保護者の方が自分のお子さんについて理解していない場合もあるんです。それは他と比べてられない場合があります。ただ、今幼稚園、保育所でも先生方から保護者のほうにお話があって状況を聞いたりして、その子供一人一人に合った、ニーズに合った教育というふうに言われていますけれども、それを取り組んでいこうという姿勢が見られております。その中で、LDとかADHDとかそういった病院の先生がそういったこととお話する場合がありますが、それに対してやはり母親とか子供が、自分はそうだって思ってしまって周りもそう思うということが怖いんです。つまりレッテルを張ってしまうということですよね。そうではなくて、子供たちが一緒の中、生活の中では互いを認め合う、互いを認め合っていく教育が非常に大切でないかなというふうに私は思っています。そういったことを通して、各学校についても特別支援教育についてはお話をしたり、研修会を開いたりして今進めているところですので御理解をお願いしたいと思います。以上です。（「大変ありがとうございました」の声あり）

○議長（櫻井正人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後2時53分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年6月13日

議 長

署名議員

署名議員